

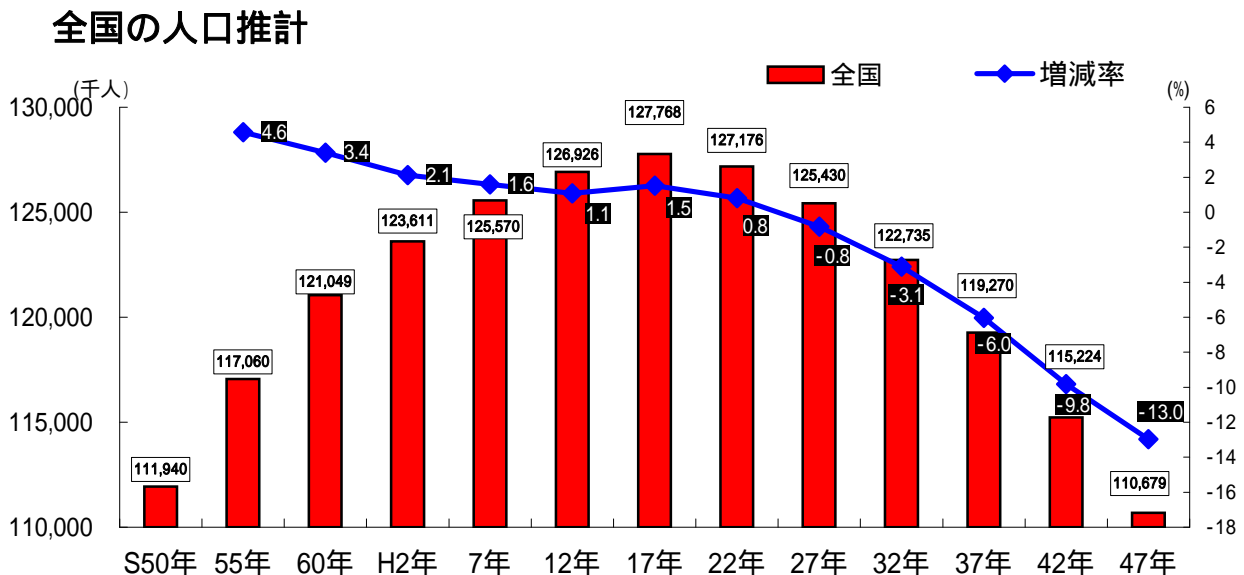
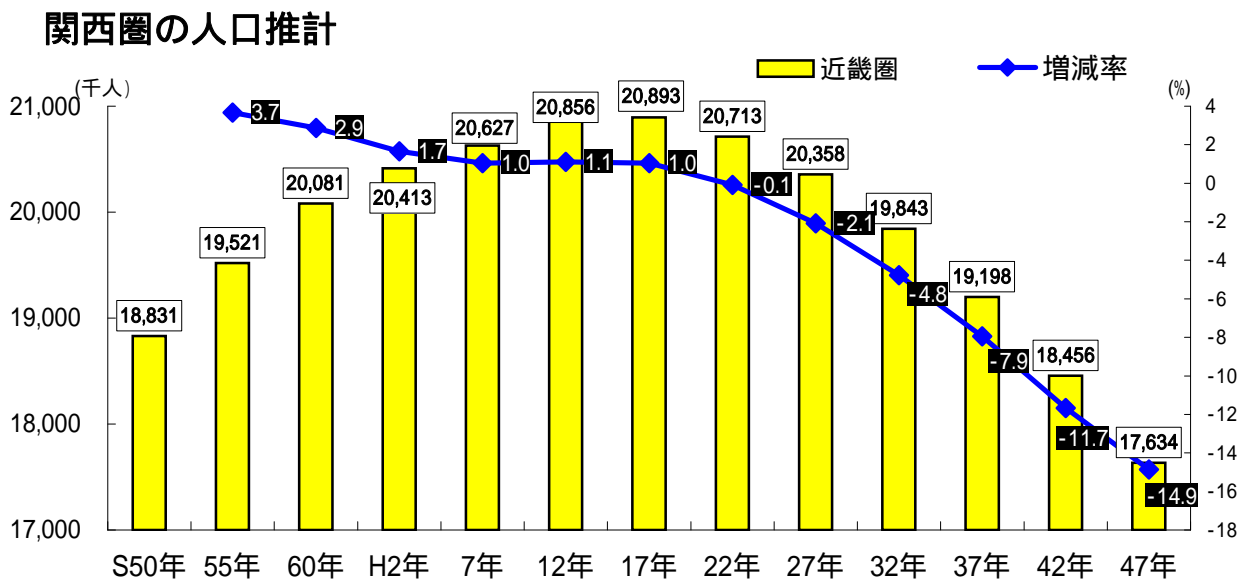
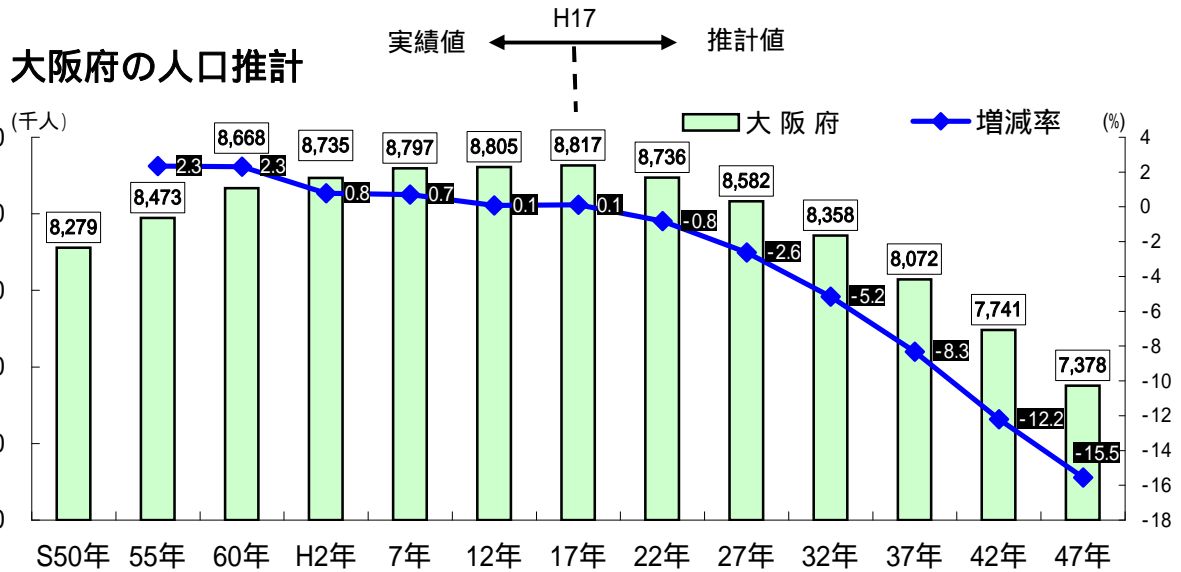
大阪府広域自治制度に関する研究会 「最終報告」 付属資料

1	人口動向	
	将来人口推計(全国、関西圏、大阪府)	1
	高齢者比率の推移(全国、関西圏、大阪府)	2
	関西2府8県の年齢3区分別人口推移	3
2	道州制導入による施策の最適化イメージ	
	河川管理の総合化	4
	産業振興施策の効率化	8
	生活保護・国民健康保険、就労対策等の総合化	12
3	国・道州・市町村の関係のあり方	
	「全国共通事務」の規律のあり方	13
	道州と市町村の役割分担のためのメルクマール	14
	道州と市町村間の調整の仕組み	15
4	各道州の経済力	
	我が国の地域ブロックと諸外国との比較(人口、GDP)	16
	地域ブロックの財政需要と地方財源の充足度	17
5	関西2府8県の財政に関する現状	
	各ブロックとの決算状況の比較(平成18年度)	18
	各ブロックの主要地方税目の税収額(平成18年度)	20
	ひとり当たりの県民所得、県民被雇用者報酬	21
6	外国の制度の例	
	連邦制国家の財政調整制度(ドイツ、カナダ、オーストラリア)	22
	ドイツにおける連邦法と州法の関係	25
	イタリアの地方選挙制度	29
7	京阪神都市圏の拡がり	
	大阪市・京都市・神戸市各都市への10%通勤通学圏とその 他の拠点都市(10万人以上)	31
	関西2府8県の過疎地域の分布	33
	参考文献一覧	34

1 人口動向 - 将来人口推計(全国、関西圏、大阪府)

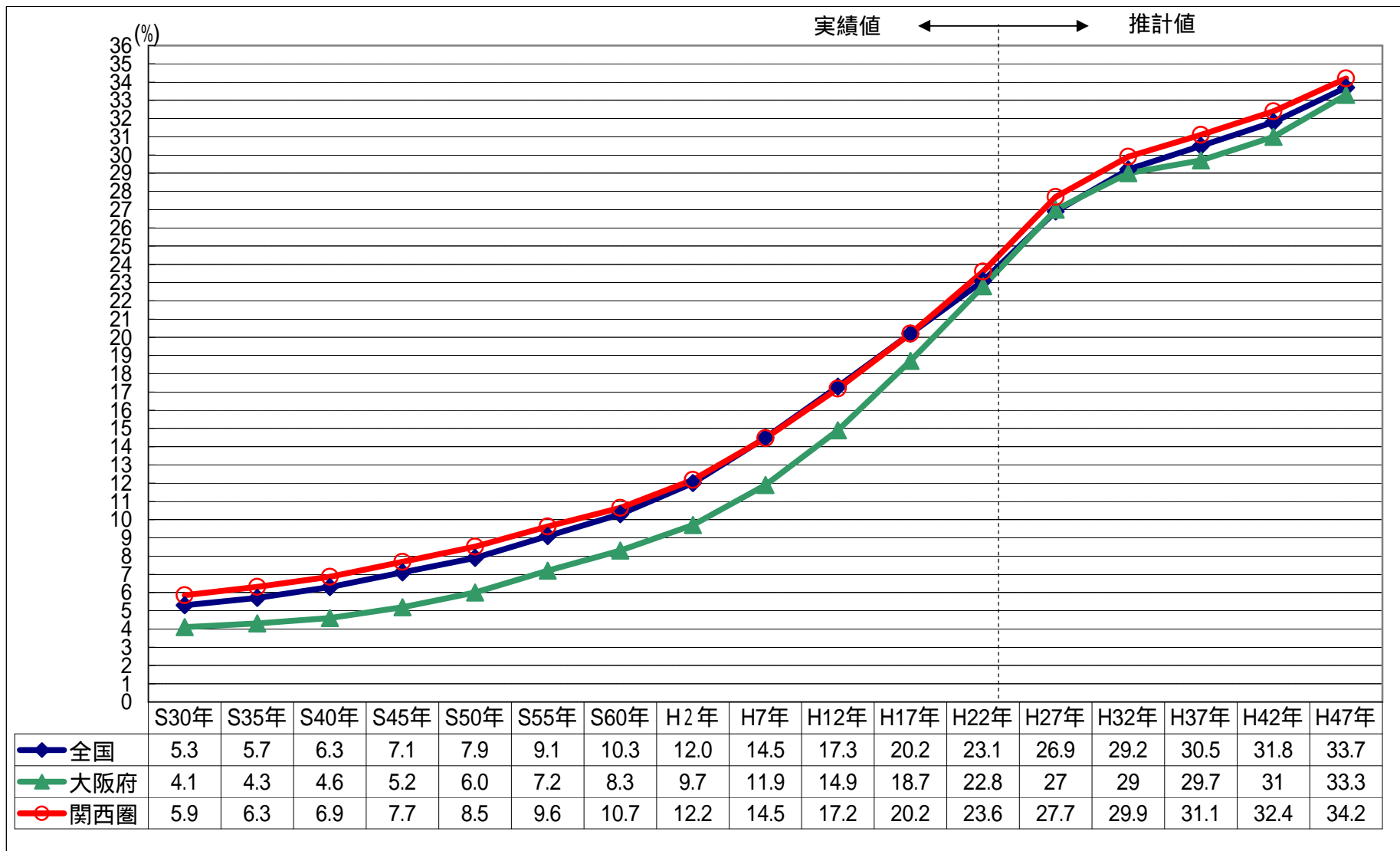
資料1 -

資料: 総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来人口推計(H19年5月推計)」から作成。
 注 関西圏: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県(2府4県)
 増減率: 前期と比較した場合の増減割合



1 人口動向 - 高齢者比率の推移(全国、関西圏、大阪府)

資料: 総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来人口推計(平成19年5月推計)を元に作成。



資料1 -

府県名	年齢区分	1920年	1925年	1930年	1935年	1940年	1947年	1950年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
福井県	0 - 14歳(年少)	223	222	223	232	226	248	259	251	231	197	178	183	181	176	156	141	130	121
	15 - 65歳(生産)	334	334	356	376	379	434	447	451	467	495	499	512	521	537	545	540	529	514
	65歳以上(老齢)	42	42	39	39	39	44	47	52	54	59	67	78	92	105	122	147	169	186
	計	599	598	618	647	644	726	752	754	754	753	751	744	774	794	818	824	827	829
三重県	0 - 14歳(年少)	390	403	420	436	433	493	503	475	428	375	360	386	386	372	330	304	283	267
	15 - 65歳(生産)	614	636	669	670	693	842	869	912	951	1,020	1,044	1,080	1,114	1,165	1,218	1,240	1,223	1,197
	65歳以上(老齢)	65	68	68	69	72	82	89	99	107	119	138	160	187	211	243	297	351	401
	計	1,069	1,108	1,157	1,175	1,199	1,416	1,461	1,486	1,486	1,485	1,514	1,543	1,626	1,687	1,747	1,793	1,841	1,857
滋賀県	0 - 14歳(年少)	234	237	243	252	245	287	286	268	242	211	205	238	266	270	249	231	220	213
	15 - 65歳(生産)	375	382	407	417	414	522	521	526	537	573	605	655	706	761	824	874	907	917
	65歳以上(老齢)	42	43	42	42	44	50	54	60	64	69	79	92	108	125	147	181	216	249
	計	651	662	692	711	704	858	861	854	843	853	890	986	1,080	1,156	1,222	1,287	1,343	1,380
京都府	0 - 14歳(年少)	425	450	487	545	557	557	593	572	511	451	484	560	576	539	449	390	361	345
	15 - 65歳(生産)	797	889	998	1,085	1,093	1,100	1,146	1,252	1,356	1,504	1,588	1,647	1,693	1,758	1,816	1,842	1,810	1,755
	65歳以上(老齢)	65	67	68	72	79	82	94	111	126	148	178	217	258	290	327	387	459	530
	計	1,287	1,406	1,553	1,703	1,729	1,739	1,833	1,935	1,993	2,103	2,250	2,425	2,527	2,587	2,602	2,630	2,644	2,648
大阪府	0 - 14歳(年少)	822	941	1,086	1,339	1,512	1,060	1,241	1,376	1,409	1,527	1,821	2,121	2,068	1,850	1,504	1,321	1,250	1,211
	15 - 65歳(生産)	1,679	2,022	2,349	2,836	3,135	2,160	2,473	3,054	3,862	4,827	5,406	5,653	5,783	6,094	6,348	6,412	6,224	5,914
	65歳以上(老齢)	87	97	105	122	144	114	143	188	234	304	394	501	613	717	843	1,048	1,315	1,634
	計	2,588	3,060	3,540	4,297	4,790	3,335	3,857	4,618	5,505	6,657	7,620	8,279	8,473	8,668	8,735	8,797	8,805	8,817
兵庫県	0 - 14歳(年少)	798	850	907	1,004	1,071	996	1,103	1,142	1,089	1,037	1,097	1,225	1,228	1,149	991	880	830	794
	15 - 65歳(生産)	1,386	1,480	1,613	1,786	1,997	1,917	2,046	2,284	2,595	3,007	3,247	3,370	3,435	3,582	3,753	3,756	3,776	3,667
	65歳以上(老齢)	118	125	127	133	143	145	161	194	223	266	324	396	475	545	642	764	940	1,109
	計	2,302	2,455	2,646	2,923	3,212	3,057	3,310	3,621	3,906	4,310	4,668	4,992	5,145	5,278	5,405	5,402	5,551	5,591
奈良県	0 - 14歳(年少)	212	213	213	220	214	252	246	234	213	197	213	261	291	289	256	232	214	197
	15 - 65歳(生産)	324	340	352	369	372	487	474	494	515	568	643	724	804	884	958	999	987	939
	65歳以上(老齢)	28	30	30	31	34	41	44	49	52	61	74	92	113	132	159	198	239	284
	計	565	584	596	620	620	780	764	777	781	826	930	1,077	1,209	1,305	1,375	1,431	1,443	1,421
和歌山県	0 - 14歳(年少)	285	293	303	315	305	321	327	313	284	252	243	252	244	225	193	176	159	143
	15 - 65歳(生産)	423	448	481	502	509	582	594	628	645	692	703	709	715	718	716	709	684	642
	65歳以上(老齢)	43	46	47	47	51	56	61	66	73	82	96	112	128	144	165	196	226	249
	計	750	788	831	864	864	960	982	1,007	1,002	1,027	1,043	1,072	1,087	1,087	1,074	1,080	1,070	1,036
徳島県	0 - 14歳(年少)	248	257	267	278	272	310	319	305	275	219	184	178	175	170	150	132	117	106
	15 - 65歳(生産)	372	381	397	400	393	489	501	511	509	528	531	541	551	554	551	542	526	507
	65歳以上(老齢)	49	52	52	51	53	55	58	62	63	68	76	87	99	111	129	157	181	197
	計	670	690	717	729	719	855	879	878	847	815	791	805	825	835	832	832	824	810
鳥取県	0 - 14歳(年少)	159	171	177	179	172	181	207	203	186	155	132	128	131	131	118	105	94	85
	15 - 65歳(生産)	262	265	276	276	278	371	355	368	367	375	380	388	399	401	397	391	384	376
	65歳以上(老齢)	34	36	36	35	34	36	38	43	46	51	57	65	74	85	100	118	135	146
	計	455	472	489	490	484	588	600	614	599	580	569	581	604	616	615	615	613	607
東京	0 - 14歳(年少)	1,167	1,416	1,718	2,052	2,315	1,530	1,988	2,262	2,249	2,217	2,401	2,568	2,398	2,127	1,741	1,504	1,427	1,425
	15 - 65歳(生産)	2,414	2,947	3,551	4,154	4,839	3,324	4,091	5,494	7,067	8,183	8,417	8,372	8,324	8,646	8,861	8,734	8,720	8,696
	65歳以上(老齢)	118	122	139	164	193	147	198	281	368	469	591	733	897	1,057	1,253	1,535	1,918	2,296
	計	3,699	4,485	5,408	6,370	7,347	5,001	6,277	8,037	9,684	10,869	11,409	11,673	11,619	11,830	11,855	11,773	12,065	12,417
神奈川	0 - 14歳(年少)	464	507	581	658	750	781	852	928	941	1,035	1,302	1,633	1,704	1,596	1,380	1,233	1,186	1,185
	15 - 65歳(生産)	803	854	977	1,116	1,358	1,359	1,539	1,870	2,352	3,202	3,915	4,427	4,776	5,280	5,894	6,104	6,132	6,088
	65歳以上(老齢)	57	57	61	66	75	78	96	122	151	194	256	338	443	556	707	909	1,171	1,480
	計	1,324	1,418	1,619	1,840	2,183	2,218	2,487	2,920	3,444	4,431	5,473	6,398	6,923	7,432	7,981	8,246	8,489	8,753
千葉	0 - 14歳(年少)	474	505	531	567	578	746	756	741	700	701	846	1,100	1,226	1,192	1,038	917	844	819
	15 - 65歳(生産)	768	800	846	887	912	1,248	1,260	1,328	1,459	1,829	2,310	2,787	3,179	3,549	4,007	4,229	4,244	4,155
	65歳以上(老齢)	94	94	93	93	98	119	123	136	147	172	211	261	330	407	511	652	838	1,060
	計	1,336	1,399	1,470	1,547	1,588	2,113	2,139	2,205	2,306	2,702	3,367	4,148	4,735	5,148	5,556	5,798	5,926	6,034
埼玉	0 - 14歳(年少)	495	532	556	586	600	760	781	780	752	791	1,003	1,341	1,459	1,381	1,200	1,092	1,027	986
	15 - 65歳(生産)	753	788	828	867	930	1,240	1,258	1,363	1,546	2,066	2,665	3,224	3,627	4,063	4,673	4,985	5,021	4,892
	65歳以上(老齢)	72	74	75	76	78	101	107	120	133	158	199	256	334	420	532	682	891	1,157
	計	1,320	1,394	1,459	1,529	1,608	2,101	2,146	2,263	2,431	3,015	3,867	4,821	5,420	5,864	6,405	6,759	6,939	7,035
愛知	0 - 14歳(年少)	766	840	910	1,029	1,115	1,106	1,193	1,197	1,147	1,150	1,310	1,537	1,556	1,447	1,239	1,123	1,086	1,070
	15 - 65歳(生産)	1,211	1,361	1,536	1,708	1,915	1,868	2,030	2,377	2,841	3,395	3,769	4,011	4,203	4,460	4,794	4,926	4,934	4,901
	65歳以上(老齢)	113	119	122	127	135	149	168	195	219	254	308	376	462	547	657	820	1,024	1,240
	計	2,090	2,320	2,568	2,864	3,165	3,123	3,391	3,769	4,207	4,799	5,387	5,924	6,221	6,454	6,690	6,869	7,044	7,211

総務省統計局「国勢調査報告」による。各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しない場合がある。

1 河川管理主体：河川法は、ひとつの水系を中小河川も含め一貫管理する「水系一貫」の考え方をとっているが、実際にはひとつの水系に複数の管理主体が存在。

国（国土交通省） （1級河川）	府県 （1級河川指定区間・2級河川）	市町村 （準用河川を含む普通河川）
--------------------	-----------------------	----------------------

2 河川管理の課題：河川に関する行政課題には主に治水、利水、環境、利用があるが、ひとつの課題に複数の省庁が係わり、さらに各省庁の施策を都道府県と市町村が執行する複雑な体系になっている。

* 総合的・一体的な管理を難しくするとともに、責任の所在が曖昧。

* 特定多目的ダム法の制定や旧水資源開発公団（現水資源機構）の創設など総合的な行政の推進も図られてはいるが、水需要の低下、河川環境の悪化、水源地域での過疎化の進展など近年明らかになりつつある課題に迅速に対応できていない。

* 地方は多様な施策を担っているが、国のタテ割り行政にしばられ、地域の実情に応じた総合的な施策を進めることができない。

	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	都道府県	市町村
	(独)水資源機構						
治水	(・下水道整備)	・治山事業 ・森林保全		・砂防事業 ・河川管理施設の整備 (治水ダム、堤防・堰堤など)		・治山事業 ・砂防事業 ・森林保全 ・河川管理施設の整備	・土砂災害防止 ・森林保全 ・河川管理施設の整備
利水	・上水道整備	・農業用水の確保	・工業用水の確保 ・水力発電事業の推進	・河川管理施設の整備 (利水ダムなど) ・水利権の調整	・地盤沈下の防止	・上水道給水 ・農業用水の確保 ・工業用水の確保 ・地盤沈下の防止	・上水道整備 ・農業用水の確保 ・工業用水の確保 ・地盤沈下の防止
環境	・下水道整備	・下水道類似施設の整備 ・環境負荷の低い農業の推進		・河川管理施設の整備 (環境に優しい工法)	・下水道類似施設の整備 ・水質汚濁防止 ・動植物の保護 ・不法投棄の取り締り ・環境教育	・下水道、下水道類似施設の整備 ・水質汚濁防止 ・動植物の保護 ・不法投棄の取り締りなど	・下水道、下水道類似施設の整備 ・水質汚濁防止 ・動植物の保護 ・不法投棄の取り締りなど
利用		・内水面漁業の振興	・砂利採取業の監督	・公園整備		・内水面漁業の振興 ・砂利採取業の監督 ・公園整備	・内水面漁業の振興 ・砂利採取業の監督 ・公園整備

河川管理の総合化 2 (道州制導入後のイメージ)

1 河川管理主体：流域ごとに道州と関係市町村が協力して総合的な戦略を策定し、河川管理を分担する。

道州 (本川)	市町村 (支川)
------------	-------------

2 河川管理のあり方：国は制度の大枠の策定や最低限必要な基準の設定のみを行う。(道州・市町村間の連携で可能な場合は、地方に委ねる)

道州と市町村は、流域ごとに策定した単一の河川整備計画に従い、総合的な施策を推進する。

* 流域ごとに、最も効果の高い施策・施策の組合せを選択し、集中的に資本投下する。

(タテ割り行政や国の補助金メニューに縛られない施策展開が可能に)

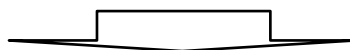
* 計画の策定や施策の実施(予算)については道州議会を通じ、流域住民の民主的統制下におく。

	国(中央省庁は再編)	道州	市町村
治水		流域ごとに単一の河川整備計画を策定	
利水	<ul style="list-style-type: none"> 制度の大枠・大綱を設定 必要最低限の範囲で基準を設定 例：環境基準、河川管理施設等構造令など	<ul style="list-style-type: none"> 治水、利水、環境、利用、さらに防災、上下流域間の調整など、河川整備に係る行政を総合的に担う。(大規模、広域、専門性高いもの) 例：A流域は森林の保水機能を中心に河川整備を行うとすると	<ul style="list-style-type: none"> 道州と整合性を保ちながら、河川整備に係る行政を総合的に担う。(区域内にとどまるもの)
環境			
利用		<ul style="list-style-type: none"> 森林保全(広域) 治山・砂防事業 資本を集中投下	<ul style="list-style-type: none"> 森林保全(区域内) 林業振興(間伐促進) 資本を集中投下
防災		<ul style="list-style-type: none"> 水道水源の流量・水質を確保 沿岸漁業も振興 	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな森林で観光振興 漁村と交流し魚つき林を造成
上下流域間の調整		<ul style="list-style-type: none"> 水道料金に森林税を課税 	<ul style="list-style-type: none"> 上流部に重点配分

河川管理の総合化 3 (琵琶湖・淀川水系では)

<現状>

- 「淀川水系河川整備計画原案」(H19.8.29)から抜粋
 - ・ これからの河川整備においては、環境、治水、利水、利用の各課題が、相互に関連していることを十分認識して対応する必要。
 - ・ これらの課題に対して河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。
 - ・ 「流域的視点」に立って、流域のあらゆる関係者が情報や問題意識を共有し、連携協力する必要。
- 「琵琶湖・淀川流域圏の再生」(「琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会」を設置)
 - ・ 統合的流域管理の視点に立ち、各分野にまたがり地域を越えて各行政機関が協議・調整を行う。(広域連携に止まっている)
- 「淀川水系流域委員会」とダム事業
 - ・ 国と淀川水系流域委員会、関係自治体間の意見集約が整わず 流域住民の意思を反映した河川管理のあり方は？



<道州制導入後> 次のようなことが可能になる

- 例えば洪水被害の防止について、次のなかから最適な施策・施策の組合せを選択
 - ダム整備
 - 堤防建設
 - 森林整備
 - 山間部での水田整備
 - 氾濫原の土地利用規制 など
- 施策の選択においては、環境保護、林業振興、観光振興など他の行政課題も総合的に勘案。
- 環境税(森林税)を関西州が課税し、上流域に手厚く配分することで、流域全体にわたる受益と負担を公平化。
- 意思決定は道州が担う(流域住民の民主的統制下に置く)、河川整備計画の策定には流域市町村の意思も反映(=琵琶湖・淀川のはことは流域の住民が決める)

*ダム整備を含め必要な財源は道州へ移譲。(独)水資源機構は道州共通の機関としてダム整備を担う。

琵琶湖・淀川水系の概念図



資料2 -

産業振興施策の効率化 1 (現状と道州制導入後のあり方)

現状：環境の変化に対応し、日本の強さを保つべきだが…。

国	<ul style="list-style-type: none"> ・外交に注力できず、国益（資源確保、知的財産保護、貿易障壁の撤廃など）の確保に限界。 ・タテ割り行政の弊害により、総合的な施策展開を欠く。
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・国のタテ割り行政を反映し、各施策間に総合性を欠く。 ・府県間で誘致競争を展開。広域での「選択と集中」がなされず、投資効果を減殺。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・国のタテ割り行政を反映し、各施策間に総合性を欠く。



道州制の導入 国・地方の政府が本来の役割を迅速に果たす。

国と地方の政府間の役割分担を明確にし、「選択と集中」のなかで資源を効率よく投下
「選択と集中」は地域の意思と責任で行う

国	<ul style="list-style-type: none"> ・経済外交に注力、国益を確保。 ・施策の大綱や大枠、全国的に統一すべき規格等の策定に役割を限定。
道州	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興のための総合戦略を策定 ・選択と集中を通じ、効率性の高い施策を推進。 ・大学教育や職業訓練などを含め企業立地を促進するための総合的な施策を実施。 ・道州内のネットワークを通じて、圏域内のバランスを図る。 ・海外との経済交流についても一定の範囲で独自の施策を行う。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・道州の戦略と整合性を図りながら、区域内の施策を進める。 ・自らの工夫と責任で、地域の個性に沿った産業振興を行う。

産業振興施策の効率化2（東北の自動車産業集積の例）

国土地理院承認 平14総複 第149号

秋田港：

東北地方整備局が国際海上コンテナ輸送の実証実験を実施（自動車部品等のロシア・欧州向け輸送ルートの開拓）

岩手県金ヶ崎町：

関東自動車工業（完成車を製造。93年創業以来、生産台数は倍に）
アイシン東北（電子部品製造の国内第2の拠点を設置）

とうほく自動車産業集積連携会議：

2006年7月、岩手、宮城、山形の3県と企業、大学、市町村などが参加して設立。自動車産業の集積地を目指し、企業との共同商談会などを実施。

2007年5月には青森、秋田、福島、福島の3県が加入、6県が連携する体制となった。東北経済産業局も東北全体の集積を推進。

宮城県大衡村：

セントラル自動車（本社工場の移転を予定）

宮城県大和町：

トヨタ自動車東北（エンジン生産を開始、とに供給の予定）

福島県田村市・三春町：

デンソー（子会社を設立し、カーエアコンの製造を予定。出荷先はとのほか北関東のホンダ、富士重の工場を見込む）

自動車産業の進出の背景：

- ・ 人材の確保（本拠地の東海地方は人材不足）
- ・ 土地の確保
- ・ 物流コストの削減（東北現地での調達に切り替え）
- ・ 既存集積

さらに集積を進めるには

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来に向けた人材の確保（教育、産学連携） ・ 物流コストの削減（物流ネットワーク、輸出拠点の確保） ・ 現地企業の協力（中小企業の高度化） ・ 従業員の暮らし（住宅、教育、医療） | <p>〔課題〕教育やインフラ整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府県間の競合を避け、総合的な行政を推進 ・ 市町村との役割分担 |
|--|---|

道州制への期待

出展：東北地方整備局「東北の自動車関連産業の集積・活性化に向けた調査報告」ほか同局のホームページ、山形県庁ホームページなどから作成

国土地理院承認 平14総復 第149号

秋田県：

りんご(タイ、台湾、香港)、
米(シンガポール、台湾、香港、
米国)、
日本酒(台湾、香港、米国)
など

山形県：

ながいも(台湾)、米(香港)、
豚肉(香港)
日本酒(台湾) など

青森県：

りんご(台湾、中国、米国)、
ながいも(台湾、香港、米国)、
ホタテ(EU、米国、東南アジア)
など

岩手県：

りんご(台湾、香港)、
リンドウ(オランダ)、
米(台湾) アワビ(香港)
など

宮城県：

フカひれ(香港)、
豚肉(香港)
など

福島県：

米(香港)、
もも(タイ、シンガポール、台
湾、香港)など

東北地域農林水産物輸出促進協議会：

2005年9月、東北農政局、各県及び
関係団体が設置。同種の協議会は全国の
各ブロックにあるが、東北地方が先行。
輸出関連情報の収集及び共有化、シンポ
ジウム等の開催による普及啓発活動を
実施。

今後は、JETRO、東北運輸局、東北経
済産業局など他機関との連携や県間の
連携も通じ輸出拡大を図るとしている。

輸出促進に係る具体的な課題と、本来対応すべき主体

- ・ 輸出先国の関税撤廃
- ・ 動植物検疫等の輸出先国の規制
- ・ 輸出先国の規格と国内規格との整合
- ・ 知的財産権保護と侵害防止策の徹底

〔課題〕経済外交

- ・ タテ割り行政で戦略定まらず
- ・ 内政にも関わり、外交に注力できず

- ・ 輸出に向けた生産、流通 加工技術の開発・普及
- ・ 輸送コストの低減
- ・ 輸出力強化へ向けたインフラ整備

〔課題〕インフラ整備と振興策

- ・ 府県間の競合により採算性低下
- ・ 国のタテ割り行政による振興策

道州制への期待

出展：東北地域農林水産物等輸出促進協議会「東北地域農林水産物等輸出促進戦略」(2007.6)ほか東北農政局ホームページ、
山形県庁ホームページなどから作成

産業振興施策の効率化 4 (大阪・関西では)

- アジアとのつながりが強い
 - ・ 日本全体と比較して対アジア輸出の比重が大きい。
 - ・ 材別では、日本全体と比較して輸送用機械（自動車等）の比重が低く、一般機械、電機機器の輸出が大きい。アジア向けでは半導体等電子部品や電気回路などの部分品の輸出が中心。
 - ・ 関西企業では、生産コストの低減を狙いアジアに組立工場を立地する一方で、キーデバイスの生産や先端技術は国内に残し、国際的分業をとるケースが多くみられる。
- 空港や港湾をはじめ、物流ネットワークの効率的な整備や、既存施設間の明確な役割分担と連携が課題。

道州制の導入

(このような施策が可能に イメージ)

関西に次の成長をもたらすコアとなる産業・材を選択。

そのコア産業・材に沿って、総合的な振興戦略を策定する。

- 関西の強みである一般機械、電機機器に焦点をあてて、
 - ・ 高付加価値品、キーデバイスの生産拠点を中心に企業立地を促進
 - ・ 中小部品産業の高度化を支援
 - ・ 大学教育や高等学校の実業教育、職業訓練の内容を一般機械、電機機器に重点化
 - ・ 高付加価値品、キーデバイスの輸出拠点として、関西空港、阪神港、+日本海側の拠点港を選択。集中的に資本投下を行い、空港間・港湾間の競合・重複は大胆に解消。
- アジアへの近接性を武器に、農林水産業からも新しい輸出産業を創設
 - ・ 京都、奈良、和歌山の木材、徳島、奈良、和歌山高級果樹など戦略的に輸出。
- 「選択と集中」は関西の住民の意思と責任に基づく。

地域独自の施策を通じ、海外との交流を促進

- 地域通貨「関西円」を発行し、外国人観光客の訪問を促進。
 - ・ 関空利用の外国人観光客に20万円を上限に日本円よりも安いレートで両替。「関西円」は関西州内のホテルでのみ通用。
- 海外のカウンターパートと独自の貿易ルールを設定し、産業を振興。
 - ・ A国のT州から通常関税で夏期にリンゴを輸入。その代わり同量のミカン輸出枠を確保。

〔役割分担の現状と道州制下で想定できるあり方：社会保障〕

< 現状 > 国と地方の役割分担

	生活保護制度	雇用施策	国民健康保険
国	<ul style="list-style-type: none"> 制度の企画立案 最低生活の基準を設定 扶助費の 3 / 4 が国庫負担 運用方針等の助言、指導 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の企画立案 職業紹介事業（無料） 職業訓練施設、雇用保険給付の基準策定など 職業安定所、職業訓練校の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の企画立案 市町村からの報告徴収 国庫負担、国庫補助
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 国が定めた基準に従い実施 扶助費の 1 / 4 を負担 市町村への助言、監査の実施 <p>都道府県の費用負担は、福祉事務所を設置しない町村の要保護者、行旅病人に対するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 雇用・就労機会の確保 職業能力開発の促進 就職困難者等の雇用促進（中高年齢者の再就職支援、若年者の職業意識啓発など） 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対する必要な指導 市町村からの報告徴収 都道府県財政調整交付金の市町村への配分および保険料軽減分の負担
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 国が定めた基準に従い実施 扶助費の 1 / 4 を負担 <p>市町村の費用負担は、所管区域内に居住地を有する要保護者に対するもの（但し、この限りではない）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域就労支援事業 就労支援コーディネーターによる相談業務、情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 加入、喪失の各種手続き、保険料の賦課徴収、健康増進事業 診療報酬に対する給付

< 道州制下で想定できるあり方 >

	生活保護制度	雇用施策	国民健康保険
国	<ul style="list-style-type: none"> 制度の枠組み・大綱のみ規定 税源は市町村に移譲 		
道州	<ul style="list-style-type: none"> 小規模市町村に対する財政調整 市町村に対する助言等の実施 産業政策と連携した雇用、就業機会の創出、職業能力開発校の設置（雇用施策） 		
市町村連合	<p>事業実施に係る費用負担は市町村間で分担</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護施設の設置 医療扶助審査会 定期的な実務者会議の開催 職業安定所の設置 雇用保険事業（基準設定、給付保険料徴収） 保険の運営 医療費の審査、給付（国保連合会） 保険料収納率の向上を目的とした連合組織の設置 		
市町村	<p style="text-align: center;">総合支援・総合窓口の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護の実施機関 保護基準の設定（地域事情反映） 地域社会との協働、社会資源の活用による支援体制確立 地域の実情に即した、関係機関と一体となった独自の自立支援プログラムの実施 無料職業紹介の実施 地域就労支援事業の拡大（技術講習会やセミナー） 関係機関との連携強化 加入・喪失の各種手続き 保険料の賦課徴収 健康増進事業の拡大 独自の医療助成制度構築 生活の質の向上、雇用機会の確保 <p style="text-align: center;">市町村が事業の企画立案から管理執行までを担うことで、地域の実情を反映した、地域に密着した総合的な福祉行政を確立できる。また、縦割り行政を解消し、関係機関と一体となった自立支援、雇用施策、医療助成制度の確立が図られる。</p> <p style="text-align: center;">利用者に真に必要なサービスを、最小のコストで提供が可能となる！！</p>		

現状における課題	<p>生活保護：社会経済状況の変化、近年の保護率上昇等に対して制度疲労を起こしている。国と地方の役割分担を明確にするなど抜本的な制度改革が必要。全国画一的な基準設定が地域の実情に即していない。</p> <p>雇用施策：縦割り行政の中で、高齢者・障害者・母子・生活保護施策との連携や総合支援が確立されていない。</p> <p>国民健康保険：平成 15 年度において 3,144 保険者のうち 2,289 保険者が赤字。保険料収納率の向上が急務。また、市町村間における保険料の格差の問題があり、広域化による保険料の平準化についても検討すべきである。</p>
----------	---

道州制の導入によって想定されるメリット	<p>生活保護：制度の柔軟な運用が可能となる。また、市町村が施策の企画立案から管理執行までを担うため、地域の実情を反映した、地域社会と一体となったきめ細やかな総合支援が期待できる。また、市町村間の連携や情報交換を通じ、迅速な制度変更も可能となる。</p> <p>雇用施策：縦割り行政の解消により、総合的な雇用施策、支援が可能となる。住民にとって身近で幅広い事業展開が期待できる。</p> <p>国民健康保険：生活困窮者に対する独自の助成制度の構築が期待できる。例えば、生活困窮者に対する資格証明書発行の見直し、医療費の免除(有期)など、生活の維持向上に向けて生活保護、雇用施策と連携した支援体制を構築する。</p>
---------------------	--

「全国共通事務」の規律のあり方（イメージ） 執行基準、執行手続等をどのように定めるのか

	地方間の取り決め・協議等による	国の法令による
制定主体	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道州（市町村）の全国協議会が「共通条例案」や「共通政策」を策定し、各道州（市町村）議会の議決・承認を経る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国会が法律を制定。 ➤ 細則については法律の委任により政令で規定することは可能。（省令以下は排除）
制定手続	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各道州に認められる裁量の程度に応じて複数の制度を設ける。 例えば「共通政策」の場合は、共通の方針・政策目標のみを定め、その内容に沿って各道州が条例を制定。「共通条例」の場合は、各道州議会の承認を経て、同一の条例が発効など。 	<ul style="list-style-type: none"> 「全国共通事務」とすべきものについては、メルクマールを基本法（国の法律）に明記。 法案提出の前に、国と地方の協議の場で地方の意見を聴取。（国には地方の意見の尊重義務を課す） そのほかは、現行の法律制定手続による。
自治立法による補正	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 制度・内容に応じて、各道州（市町村）の「上書き」を可能にする。 例えば、 (1) 「共通条例」（全国一律の執行基準や執行手続を規定） 上書きなし (2) 「共通政策」（全国共通の政策目標などを規定） 政策目標の達成に向け、各道州が個別に条例を制定など 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国の法令で定める執行基準・執行手続については、次のものを除き、自治立法による「上書き」を可能にする。 (1) 全国一律の基準を定めるもの 法文中にその旨明記、上書き不可 (2) 確保すべき最低基準、または許容しうる最高限度を定めるもの 法文中にその旨明記、基準（限度）の範囲内で上書き可 (3) 技術的な標準（目安）を定めるもの 法文中にその旨明記、上書き可
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思形成に時間が掛かる。 ・ 各道州（市町村）議会での承認が得られなければ、全国共通の規律ができず、国民生活や経済活動に支障を来す可能性がある。 ・ 道州（市町村）の全国協議会の事務局が、新たな官僚機構として肥大化する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の不必要な関与を招くおそれがある。 ・ 国と地方の協議の場での合意を法案提出の条件とすることも考えられるが、憲法 41 条との関係で疑義が生じる可能性。 ・ 参議院の地方代表性の強化し、国会の議論に地方の意思を反映することも可能だが、憲法 43 条、44 条との関係で一定の限界がある。（例：参議院を地方議員・首長による間接選挙とすることは可能か。参議院の被選挙権を地方議員・首長に限ることは可能か。1 票の格差が大きくなるか。）

道州・市町村の役割分担のためのメルクマール

	道州の事務	市町村の事務
メルクマール	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方が担う事務については原則として、住民に最も身近な総合行政主体である市町村がその意思と能力に基づいて担う。 ➤ 但し次に該当するものは、道州が担う。 <ul style="list-style-type: none"> 事業の効果・影響等が広域に及ぶこと、または広域にわたって利害が大きく異なることなどから、道州の単位で意思決定を行う必要のあるもの (市町村の単位では利害の調整を行うことが非常に難しいもの。市町村間の対応の差異が広域での福祉に重大な支障を生じるおそれのあるもの) 事業規模が大きく、また事務処理に一定の専門性や高度な技術が要求されるなど、道州が一括して担う方が明らかに合理的・効率的なもの 市町村に関する連絡調整 市町村の求めに応じて行うもの 道州の内部管理に関わるもの <p>* については、市町村の規模・能力に応じて市町村が担う場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方が担う事務について、道州が担うもの以外の全てを担う。 ➤ 市町村の行財政能力や規模を理由に、特定の市町村が担うことが困難なものについては、他の市町村による水平補完、市町村による共同事務処理を原則とする。 ➤ 水平補完により難しい場合は、市町村の求めに応じ道州が補完を行う。
事務例・備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州が担うものとして、 <ul style="list-style-type: none"> 総合的な河川管理、広域公害規制、森林保全など 砂防・治山、大学教育、高度医療、社会保険(保険者)など 国との連絡、情報提供など 小規模市町村の補完 道州財産の管理、道州公務員制度 	

道州と市町村間の調整の仕組み（イメージ） *行政課題ごとに最適な方法を組み合わせる

方法	具体的な手続	課題等
自治憲章の制定	自治憲章を制定し、道州と市町村の役割分担、広域的行政課題への協同対応、それぞれの施策の一般的な調整原則などを定める。	<ul style="list-style-type: none"> 自治憲章の実効性をいかに担保するか。
関係市町村の意見の反映	道州が圏域内の計画、戦略を策定する際、市町村の意見を範囲する。 (例： 道州の社会資本整備計画は、道州と主要市町村で構成する委員会 が策定する。 A流域河川整備計画は、道州、流域内にある市町村及び学識経験 者で構成されるA流域協議会の審議を経て策定する。	<ul style="list-style-type: none"> 道州計画・戦略等の実効性をいかに担保するか。
道州から市町村への 移転支出	道州交付金 (道州の計画や戦略に沿って市町村施策の目標を設定。その達成状 況に応じて交付金を給付) 道州内市町村への垂直的財政調整	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の事業選択や事業設計の自由をいかに確保するか。 垂直的財政調整によって、どこまで政策誘導ができるか。
市町村の代表（機関）が 道州の意思形成に関わる	道州議会議員を市町村単位で選出し、各市町村の代表であることを 明確にする。 道州（議会）の諮問機関として、市町村長により構成される協議会 を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> 圏域全体の利益を反映した議論を損なう恐れや、選挙区間の 一票の格差が問題となる可能性がある。 迅速な意思決定を損なう恐れがある。
共同で新たな組織を設置	広域にわたる行政課題について、道州と関係市町村で一部事務組合 や広域連合を設置し、特定の事務を切り分ける。 広域にわたる事務事業で行政が直接実施する必要のないものについ て、独立した法人を共同で設置し、事業の執行を委ねる。 (例：大学、病院、港湾・空港管理、都市交通)	<ul style="list-style-type: none"> 却って組織を複雑にする恐れがある。
職員人事の一元化、人事 交流の促進	道州と市町村間の大幅な人事交流を恒常的に実施する。 (例：道州職員の職歴の1/3は圏域内の市町村に在籍) 道州と市町村の職員人事を一元化する。 (例：道州内の公務員は、勤務先政府を問わず一元的に採用・異動)	<ul style="list-style-type: none"> 職員人事の面で市町村の自治（自立性）を損なうおそれ。

4 各道州の経済力

- 我が国の地域ブロックの諸外国との比較(人口・GDP)

出典: 内閣府HP 国民経済計算統計資料、県民経済計算統計資料、その他外務省HP など

人口(2005年) 2006年		GDP(2005年)		面積	
国名	人口(万人)	国名	GDP(名目、億米\$)	国名	面積(万km ²)
日本	12,776	日本	45,576	フランス	54.7
ドイツ	8,249	ドイツ	27,914	スペイン	50.5
フランス	6,310	イギリス	22,436	スウェーデン	45.0
イギリス	5,967	フランス	21,364	日本	37.8
イタリア	5,874	イタリア	17,697	ドイツ	35.7
韓国	4,782	スペイン	11,297	フィンランド	33.8
スペイン	4,348	東京都	8,147	マレーシア	33.0
南関東	2,830	韓国	7,914	イタリア	30.1
マレーシア	2,535	関西	7,124	イギリス	24.3
関西	2,089	オランダ	6,329	韓国	10.0
オランダ	1,630	東海	5,932	ポルトガル	9.2
北関東	1,623	北関東	4,905	オーストリア	8.4
東海	1,502	南関東	4,795	北海道	8.3
九州	1,335	九州	3,929	東北	6.4
東京都	1,257	ベルギー	3,755	デンマーク	4.3
ポルトガル	1,049	スイス	3,724	オランダ	4.2
ベルギー	1,042	スウェーデン	3,574	スイス	4.1
東北	963	オーストリア	3,051	九州	4.0
スウェーデン	904	東北	2,916	北関東	3.5
オーストリア	819	中国	2,627	中国	3.2
中国	768	デンマーク	2,588	ベルギー	3.1
スイス	725	フィンランド	1,954	東海	2.8
北海道	563	北陸	1,945	関西	2.7
北陸	554	ポルトガル	1,851	北陸	2.2
デンマーク	543	北海道	1,743	四国	1.9
フィンランド	525	マレーシア	1,308	南関東	1.4
シンガポール	433	四国	1,192	沖縄県	0.2
四国	409	シンガポール	1,168	東京都	0.2
沖縄県	136	沖縄県	315	シンガポール	0.1

< 地域ブロックの構成府県 >

北海道		東京都		中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県	北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
北関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県	東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
南関東	千葉県、神奈川県、山梨県	関西	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	沖縄県	

4 各道州の経済力 - 各ブロックの財政需要と地方税源の充足度

資料4 -

* ブロックは28次地方制度調査会答申の区割案のうち11ブロックによるもの

各都道府県	基準財政収入額(A)	基準財政需要額(B)	充足度(A/B)	ブロック	基準財政収入額	基準財政需要額	充足度
北海道	427,599,989	1,131,436,691	37.8	北海道	427,599,989	1,131,436,691	37.8
青森県	94,747,493	326,567,826	29.0	東北	713,006,550	1,987,967,545	35.9
岩手県	99,062,826	335,520,269	29.5				
秋田県	77,890,289	283,175,374	27.5				
宮城県	185,570,521	366,812,012	50.6				
山形県	89,539,016	275,244,116	32.5				
福島県	166,196,405	400,647,948	41.5				
茨城県	266,550,537	448,926,066	59.4	北関東	1,338,049,925	2,272,608,618	58.9
栃木県	195,033,760	329,875,590	59.1				
群馬県	174,596,079	319,388,546	54.7				
埼玉県	525,512,308	763,005,075	68.9				
長野県	176,357,241	411,413,341	42.9				
千葉県	453,423,142	670,525,079	67.6				
神奈川県	727,722,902	849,849,496	85.6	南関東 (東京含む)	3,133,767,239	3,300,618,152	94.9
山梨県	80,308,576	203,185,310	39.5				
東京都	1,872,312,619	1,577,058,267	118.7	北陸	463,205,065	1,151,359,803	40.2
新潟県	196,048,497	486,276,768	40.3				
富山県	92,911,954	229,682,666	40.5				
石川県	99,519,929	237,336,883	41.9				
福井県	74,724,685	198,063,486	37.7				
岐阜県	168,205,048	356,810,153	47.1				
静岡県	351,998,377	518,940,139	67.8	東海	1,461,659,235	2,053,075,336	71.2
愛知県	770,998,988	858,101,089	89.8				
三重県	170,456,822	319,223,955	53.4				
滋賀県	116,027,238	232,163,088	50.0				
京都府	187,889,864	378,166,728	49.7	関西	1,674,218,890	2,942,740,759	56.9
大阪府	790,366,809	1,068,219,702	74.0				
兵庫県	413,402,134	792,526,521	52.2				
奈良県	94,408,727	238,433,161	39.6				
和歌山県	72,124,118	233,231,559	30.9				
鳥取県	44,586,832	170,631,726	26.1				
島根県	52,473,929	233,625,670	22.5	中国	601,249,898	1,470,039,526	40.9
岡山県	153,754,712	330,875,857	46.5				
広島県	227,171,623	433,218,182	52.4				
山口県	123,262,802	301,688,091	40.9				
徳島県	66,633,379	205,569,117	32.4				
香川県	81,843,404	196,030,821	41.8	四国	304,135,511	903,089,751	33.7
愛媛県	105,150,450	281,114,099	37.4				
高知県	50,508,278	220,375,714	22.9				
福岡県	382,443,939	657,504,021	58.2				
佐賀県	63,019,548	198,998,226	31.7	九州	943,239,335	2,445,421,544	38.6
長崎県	86,682,999	317,669,974	27.3				
熊本県	130,618,842	347,534,267	37.6				
大分県	88,724,647	267,487,303	33.2				
宮崎県	76,473,921	263,079,275	29.1				
鹿児島県	115,275,439	393,148,478	29.3				
沖縄県	77,259,494	263,411,135	29.3	沖縄	77,259,494	263,411,135	29.3
全国計	11,137,391,131	19,921,768,860	55.9		11,137,391,131	19,921,768,860	55.9

充足度の格差 = 最大(東京都) / 最小(島根)

5.3

充足度の格差 = 最大(南関東) / 最小(沖縄)

3.2

基準財政収入額、基準財政需要額ともに都道府県分のみ(平成17年度)

各ブロックの決算状況(平成18年度)
 ブロックは28次地方制度調査会答申の区割り案のうち11ブロックによる

出典:総務省HP「地方財政」

(単位:千円)

資料5 -

府県名	ブロック	歳入	歳出	歳入歳出差引(A)	翌年度に繰り越すべき 財源(B)	実質収支 (A)-(B) (C)	公債費負担 比率	標準財政規模 (D)	実質収支比 率(C)/(D)× 100(%)	起債制限比 率(%)	経常収支比 率(%)	財政力指数
北海道	北海道	2,556,032,182	2,551,075,377	4,956,805	3,942,399	1,014,406	27.2	1,298,573,503	0.1	13.0	93.8	0.38046
青森県	東北	728,260,295	718,631,670	9,628,625	7,844,736	1,783,889	24.5	362,807,828	0.5	12.8	95.6	0.29357
岩手県		738,402,479	726,379,848	12,022,631	9,201,215	2,821,416	26.0	371,422,138	0.8	11.9	95.6	0.29360
秋田県		635,634,278	630,290,595	5,343,683	3,579,819	1,763,864	27.0	309,268,282	0.6	14.3	93.8	0.27646
宮城県		795,746,165	783,002,778	12,743,387	8,366,928	4,376,459	18.1	440,105,359	1.0	11.9	93.6	0.50871
山形県		569,269,062	562,644,950	6,624,112	3,221,333	3,402,779	25.1	307,401,876	1.1	13.0	95.5	0.32136
福島県		839,140,154	830,848,126	8,292,028	4,462,093	3,829,935	19.8	462,700,230	0.8	10.4	93.8	0.41702
東北		4,306,452,433	4,251,797,967	54,654,466	36,676,124	17,978,342	23.4	2,253,705,713	0.8	12.4	94.7	0.35179
茨城県	北関東	1,044,991,077	1,033,686,587	11,304,490	5,980,814	5,323,676	18.5	557,923,265	1.0	12.4	95.5	0.60389
栃木県		793,360,835	774,274,301	19,086,534	12,789,333	6,297,201	20.9	402,904,007	1.6	14.2	93.2	0.57649
群馬県		759,914,678	744,080,401	15,834,277	11,279,794	4,554,483	17.8	386,122,425	1.2	9.6	92.3	0.54160
埼玉県		1,569,709,103	1,558,038,863	11,670,240	4,686,971	6,983,269	17.7	979,488,654	0.7	7.9	92.6	0.69338
長野県		833,130,804	819,862,014	13,268,790	9,860,933	3,407,857	25.0	480,827,232	0.7	15.6	92.1	0.42777
北関東		5,001,106,497	4,929,942,166	71,164,331	44,597,845	26,566,486	20.0	2,807,265,583	0.9	11.9	93.1	0.56863
千葉県	南関東	1,431,805,707	1,419,321,132	12,484,575	8,148,649	4,335,926	16.2	868,385,917	0.5	11.2	97.4	0.69998
神奈川県		1,762,451,177	1,747,717,192	14,733,985	8,709,722	6,024,263	12.0	1,158,156,871	0.5	5.6	93.5	0.86444
山梨県		457,028,748	433,313,510	23,715,238	20,628,954	3,086,284	22.6	233,904,622	1.3	12.4	91.5	0.38583
東京都		6,827,785,474	6,516,447,510	311,337,964	76,018,783	235,319,181	15.5	3,911,707,316	6.0	15.1	84.5	1.21538
南関東		10,479,071,106	10,116,799,344	362,271,762	113,506,108	248,765,654	16.6	6,172,154,726	4.0	11.1	91.7	0.79141
新潟県	北陸	1,256,404,842	1,205,340,429	51,064,413	47,653,798	3,410,615	25.4	561,131,898	0.6	13.1	91.8	0.40401
富山県		520,651,006	504,412,589	16,238,417	12,306,924	3,931,493	26.8	264,772,441	1.5	15.1	94.5	0.41593
石川県		509,484,960	501,484,041	8,000,919	5,978,845	2,022,074	24.9	276,124,567	0.7	12.3	92.8	0.42153
福井県		476,805,551	469,266,197	7,539,354	3,524,834	4,014,520	23.4	225,477,883	1.8	13.9	92.7	0.37210
北陸		2,763,346,359	2,680,503,256	82,843,103	69,464,401	13,378,702	25.1	1,327,506,789	1.0	13.6	93.0	0.40339
岐阜県	東海	789,953,817	777,132,659	12,821,158	5,828,083	6,993,075	22.4	421,645,048	1.7	12.1	91.9	0.47630
静岡県		1,110,979,020	1,095,316,991	15,662,029	8,495,170	7,166,859	18.1	662,600,047	1.1	10.3	90.8	0.69563
愛知県		2,192,730,651	2,181,774,739	10,955,912	5,832,638	5,123,638	19.2	1,213,864,033	0.4	11.4	93.3	0.94343
三重県		688,213,290	665,081,725	23,131,565	18,774,846	4,356,719	19.6	384,716,679	1.1	11.7	94.6	0.54009
東海		4,781,876,778	4,719,306,114	62,570,664	38,930,737	23,640,291	19.8	2,682,825,807	0.9	11.4	92.7	0.66386
滋賀県	関西	492,157,780	484,729,307	7,428,473	6,361,029	1,067,444	19.4	279,895,854	0.4	12.1	91.8	0.50522
京都府		818,845,249	813,314,820	5,530,429	4,891,853	638,576	15.8	469,960,493	0.1	9.2	96.5	0.53867
大阪府		2,807,838,224	2,802,544,161	5,294,063	17,962,971	12,668,908	14.2	1,403,519,056	0.9	10.1	96.6	0.74510
兵庫県		2,196,850,423	2,187,525,671	9,324,752	9,144,342	180,410	17.8	946,125,956	0.0	12.9	96.4	0.53208
奈良県		461,409,456	454,691,127	6,718,329	5,906,189	812,140	20.7	276,037,352	0.3	12.2	92.6	0.39699
和歌山県		512,363,260	502,430,844	9,932,416	5,305,490	4,626,926	19.2	258,837,678	1.8	9.6	89.6	0.30385
関西		7,289,464,392	7,245,235,930	44,228,462	49,571,874	5,343,412	17.9	3,634,376,389	0.1	11.0	93.9	0.50365

府県名	ブロック	歳入	歳出	歳入歳出差引(A)	翌年度に繰り越すべき 財源 (B)	実質収支 (A) - (B) (C)	公債費負担 比率	標準財政規模 (D)	実質収支比 率(C)/(D) × 100(%)	起債制限比 率(%)	経常収支比 率(%)	財政力指数
鳥取県	中国	373,435,715	365,288,891	8,146,824	3,041,689	5,105,135	24.1	188,157,381	2.7	12.8	92.8	0.25679
島根県		540,321,092	525,864,453	14,456,639	9,687,151	4,769,488	31.4	254,669,257	1.9	16.5	94.1	0.22668
岡山県		742,443,411	735,544,993	6,898,418	5,769,537	1,128,881	22.3	397,833,121	0.3	16.0	97.8	0.48813
広島県		953,707,723	944,242,655	9,465,068	6,646,816	2,828,252	19.7	530,908,333	0.5	12.2	91.5	0.53729
山口県		716,286,857	705,625,700	10,661,157	7,008,053	3,653,104	20.7	348,639,140	1.0	12.0	92.5	0.40885
中国		3,326,194,798	3,276,566,692	49,628,106	32,153,246	17,484,860	23.6	1,720,207,232	1.0	13.9	93.7	0.38355
徳島県	四国	520,772,165	500,310,300	20,461,865	15,852,906	4,608,959	26.3	232,436,802	2.0	15.0	96.4	0.32317
香川県		434,538,099	426,196,233	8,341,866	2,973,993	5,367,873	22.1	228,108,936	2.4	13.4	94.3	0.42532
愛媛県		620,227,921	608,038,431	12,189,490	10,284,723	1,904,767	23.9	323,313,672	0.6	13.8	89.8	0.37232
高知県		439,489,601	431,793,332	7,696,269	4,478,612	3,217,657	26.3	239,895,927	1.3	15.9	97.4	0.23294
四国		2,015,027,786	1,966,338,296	48,689,490	33,590,234	15,099,256	24.7	1,023,755,337	1.5	14.5	94.5	0.33844
福岡県	九州	1,487,299,915	1,457,014,684	30,285,231	28,375,558	1,909,673	15.3	820,500,257	0.2	9.5	94.7	0.57751
佐賀県		411,959,240	404,924,717	7,034,523	3,686,382	3,348,141	23.8	222,935,125	1.5	14.5	90.9	0.31631
長崎県		666,382,052	644,546,871	21,835,181	21,215,923	619,258	20.6	348,618,897	0.2	10.1	96.3	0.26935
熊本県		747,301,353	727,715,504	19,585,849	10,212,145	9,373,704	21.1	396,667,161	2.4	11.7	93.1	0.36505
大分県		592,899,401	577,316,284	15,583,117	13,002,610	2,580,507	24.0	302,373,370	0.9	10.7	93.5	0.32905
宮崎県		589,652,346	579,988,778	9,663,568	7,697,136	1,966,432	22.8	293,209,773	0.7	10.6	92.1	0.28886
鹿児島県		833,955,528	823,268,407	10,687,121	5,996,869	4,690,252	25.3	436,866,025	1.1	13.9	97.9	0.29456
九州		5,329,449,835	5,214,775,245	114,674,590	90,186,623	24,487,967	21.8	2,821,170,608	0.9	11.6	94.1	0.34867
沖縄	沖縄	590,178,964	583,605,082	6,573,882	4,602,086	1,971,796	15.3	299,121,033	0.7	10.1	93.0	0.28814

注 ・各年度の歳入に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は歳入、歳出いずれにも計上されない。

・合計欄の比率及指数は、全て単純平均である。

ブロック	区分	府県税	市町村税	地方税	個人住民税	法人二税	地方消費税 (清算後)	固定資産税 (府県分含)	地方たばこ税 (市町村+府県分)	不動産取得税	自動車税	軽油引取税	
北海道	税額(百万円)	582,075	663,675	1,245,750	286,873	211,393	122,935	283,271	60,014	17,944	88,011	69,064	
	一人当たり	税額(円)	103,929	118,498	222,427	51,211	37,744	21,950	50,578	10,715	3,204	15,714	12,331
		指数	80.9	74.6	77.4	74.5	55.0	106.1	75.2	119.1	83.9	115.7	149.1
東北	税額(百万円)	989,018	1,088,298	2,077,317	429,323	394,584	189,085	529,400	83,157	25,475	142,107	112,043	
	一人当たり	税額(円)	103,011	113,351	216,362	44,716	41,098	19,694	55,139	8,661	2,653	14,801	11,670
		指数	80.2	71.4	75.3	65.1	59.9	95.2	82.0	96.3	69.5	109.0	141.1
北関東	税額(百万円)	1,880,495	2,321,466	4,201,961	1,053,512	865,149	304,697	1,037,909	138,331	50,640	263,670	150,440	
	一人当たり	税額(円)	115,827	142,988	258,815	64,890	53,288	18,767	63,929	8,520	3,119	16,240	9,266
		指数	90.2	90.0	90.1	94.4	77.7	90.7	95.1	94.7	81.7	119.6	112.0
南関東	税額(百万円)	4,749,296	6,249,998	10,999,296	2,883,682	3,071,836	653,930	2,328,424	266,924	151,783	323,530	145,038	
	一人当たり	税額(円)	169,396	222,923	392,319	102,854	109,565	23,324	83,049	9,521	5,414	11,540	5,173
		指数	131.7	140.3	136.5	149.6	159.7	112.7	123.5	105.8	141.8	85.0	62.6
北陸	税額(百万円)	667,474	763,353	1,145,980	297,266	395,915	111,394	368,620	47,416	17,556	86,734	65,157	
	一人当たり	税額(円)	120,828	138,186	207,451	53,813	55,378	20,165	66,730	8,583	3,178	15,701	11,795
		指数	94.1	87.0	72.2	78.3	80.7	97.5	99.2	95.4	83.2	115.6	70.1
東海	税額(百万円)	2,233,688	2,559,365	4,793,053	1,080,285	1,278,353	314,704	1,112,561	131,179	54,214	248,483	149,846	
	一人当たり	税額(円)	150,129	172,018	322,147	72,607	85,920	21,152	74,777	8,817	3,644	16,701	10,071
		指数	116.7	108.3	112.1	105.6	125.2	102.2	111.2	98.0	95.4	130.0	121.8
関西	税額(百万円)	2,529,903	3,304,673	5,834,576	1,387,505	1,356,421	419,668	1,390,539	191,793	87,657	235,413	123,057	
	一人当たり	税額(円)	122,462	159,965	282,428	67,163	65,659	20,314	67,310	9,284	4,243	11,395	5,957
		指数	95.3	100.7	98.3	97.7	95.7	98.2	100.1	103.2	111.1	83.9	72.0
中国	税額(百万円)	871,906	1,059,641	1,931,548	426,685	434,546	148,946	482,457	62,086	21,956	101,826	76,985	
	一人当たり	税額(円)	113,918	138,447	252,365	55,748	56,775	19,460	63,035	8,112	2,869	13,304	10,058
		指数	88.1	87.2	87.8	81.1	82.7	94.1	93.7	90.2	75.1	98.0	121.6
四国	税額(百万円)	417,989	489,508	907,498	201,760	188,260	80,746	241,565	34,598	11,593	53,327	36,319	
	一人当たり	税額(円)	101,776	119,190	220,967	49,127	45,839	19,661	58,819	8,424	2,823	12,985	8,843
		指数	79.2	75.0	76.9	71.5	66.8	95.0	87.5	93.6	73.9	95.6	106.9
九州	税額(百万円)	1,297,680	1,559,533	2,857,212	637,385	566,373	261,499	710,658	115,078	42,212	167,436	114,734	
	一人当たり	税額(円)	97,058	116,643	213,700	47,672	42,361	19,558	53,152	8,607	3,157	12,523	8,581
		指数	75.6	73.4	74.4	69.4	61.7	94.5	79.0	95.7	82.7	92.2	96.4
沖縄	税額(百万円)	104,772	122,360	227,132	51,376	43,001	21,512	61,766	12,078	4,001	14,950	7,965	
	一人当たり	税額(円)	75,510	88,186	163,697	37,027	30,991	15,504	44,515	8,705	2,884	10,775	5,740
		指数	58.8	55.5	57.0	53.9	45.2	74.9	66.2	96.8	75.5	79.3	69.4

ブロック別の構成都道府県

- 北海道・・・北海道
- 東北・・・青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 北関東・・・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県
- 南関東・・・千葉県、神奈川県、山梨県、東京都
- 北陸・・・新潟県、富山県、石川県、福井県
- 東海・・・岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 関西・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国・・・鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国・・・徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州・・・福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- 沖縄・・・沖縄

(注) ・人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 ・個人住民税の税収額は、個人府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額である。
 ・法人二税の税収額は、法人府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除いたものである。
 ・固定資産税の税収額は、府県分を含み、超過課税分を除いたものである。
 ・府県が徴収した府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
 ・各項目ごとに四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

1人当たり県民所得

(単位:千円)

都道府県	平成15年度 2003	平成16年度 2004	平成17年度 2005
福井県	2,804	2,782	2,869
三重県	2,932	3,001	3,068
滋賀県	3,223	3,222	3,275
京都府	2,821	2,864	2,895
大阪府	2,980	2,981	3,048
兵庫県	2,688	2,667	2,731
奈良県	2,690	2,638	2,654
和歌山県	2,508	2,544	2,708
徳島県	2,824	2,787	2,757
鳥取県	2,358	2,372	2,308
東京都	4,459	4,514	4,778
神奈川県	3,167	3,157	3,204
千葉県	2,910	2,972	3,000
埼玉県	2,867	2,942	2,955
愛知県	3,350	3,418	3,524
札幌市	2,736	2,702	2,725
仙台市	2,993	2,936	3,024
横浜市	3,104	3,114	3,152
名古屋市	3,183	3,281	3,422
京都市	2,889	2,923	2,953
大阪市	3,244	3,440	3,354
神戸市	2,676	2,718	2,788
福岡市	3,173	3,179	3,360

1人当たり県民被雇用者報酬

(単位:千円)

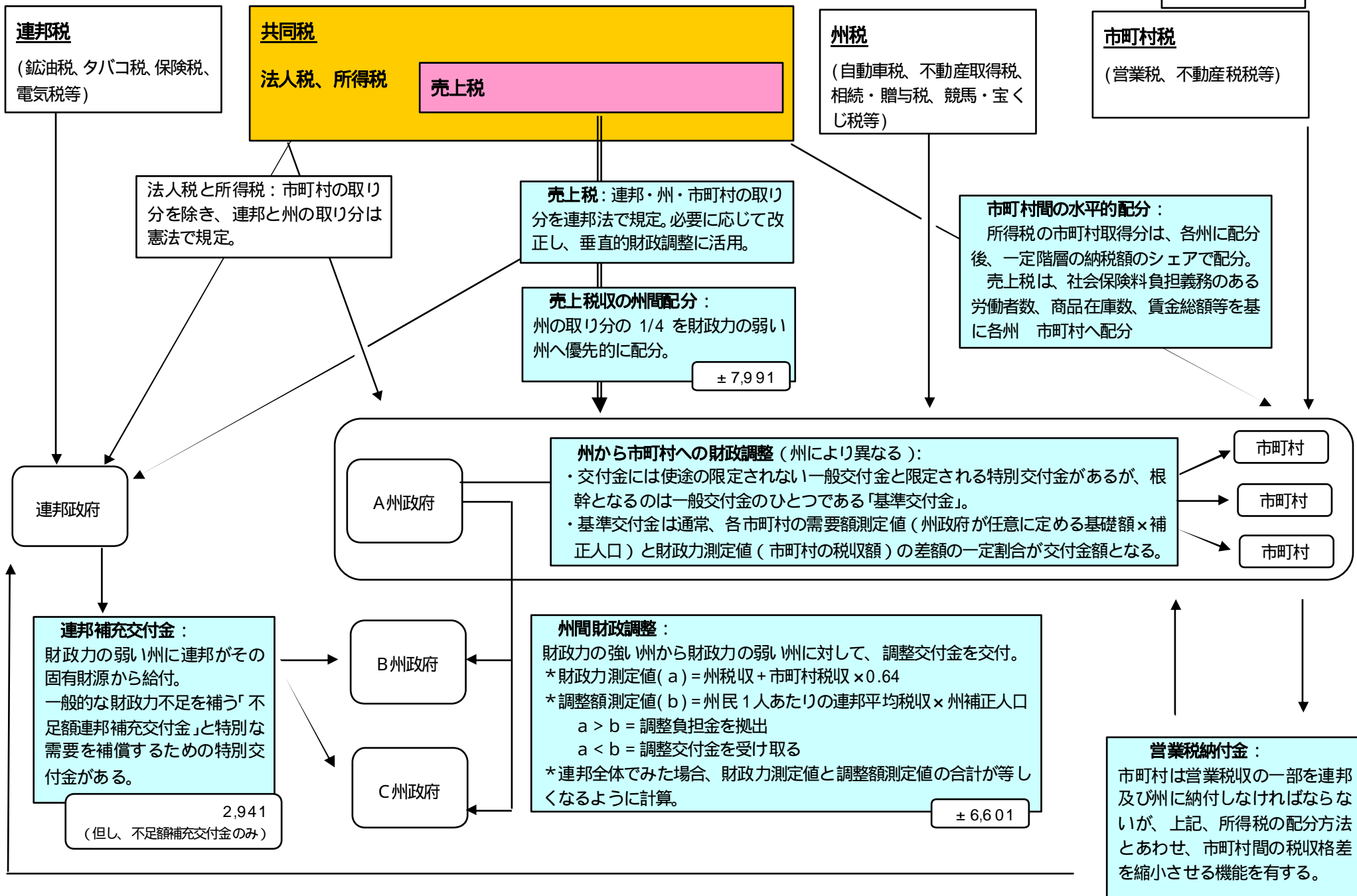
都道府県	平成15年度 2003	平成16年度 2004	平成17年度 2005
福井県	4,266	4,224	4,188
三重県	4,694	4,642	4,662
滋賀県	4,389	4,375	4,383
京都府	4,894	4,832	4,799
大阪府	5,873	5,848	5,566
兵庫県	4,899	4,705	4,754
奈良県	5,481	5,395	5,349
和歌山県	4,692	4,563	4,603
徳島県	4,443	4,585	4,433
鳥取県	4,150	4,075	4,033
東京都	6,551	6,561	6,384
神奈川県	5,403	5,351	5,389
千葉県	5,375	5,429	5,392
埼玉県	4,919	4,938	4,888
愛知県	4,975	5,031	5,039
札幌市	4,477	4,428	4,415
仙台市	4,934	4,910	5,095
横浜市	5,534	5,421	5,438
名古屋市	5,119	5,189	5,362
京都市	4,668	4,669	4,679
大阪市	6,571	6,767	6,450
神戸市	5,041	4,990	5,063
福岡市	4,945	4,537	4,580

内閣府『県民経済計算』による。

県民経済計算：都道府県(以下県という)内、あるいは県民の経済の循環と構造を生産、分配、支出等各方面にわたり計量把握することにより県経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な県経済指標として、県の行財政・経済政策に資することを目的としている。

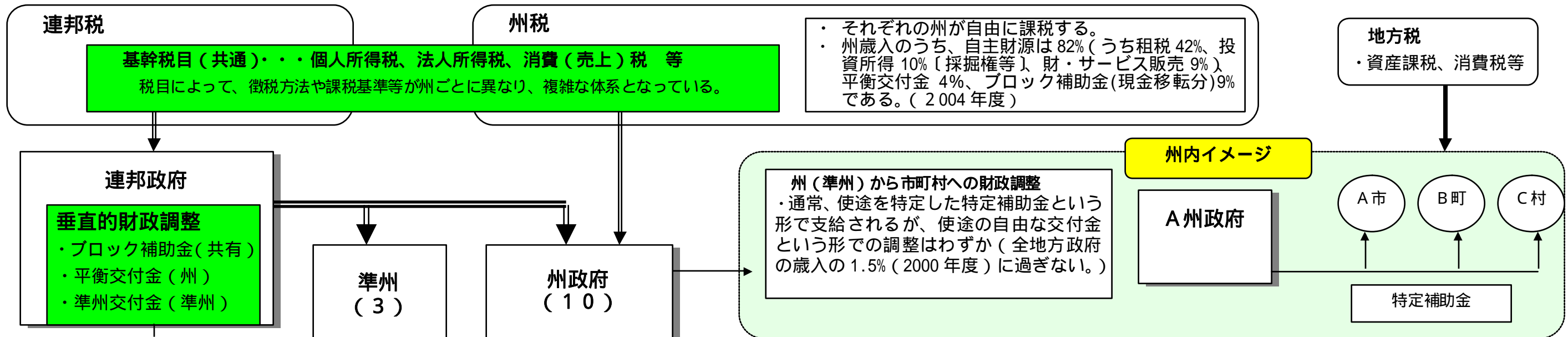
ドイツの財政調整制度の概要 [垂直的調整、 水平的調整] (数字は 2003 年度の推計総額 単位: 100 万ユーロ)

資料 6 -



外国の財政調整制度の例 - カナダ

垂直的財政制度。(一般補助金とブロック補助金。)
 カナダ連邦政府は、州に対しては「平衡交付金」、準州に対しては「準州交付金」により財政調整を実施。歳入均等化型。
 平衡交付金制度は、人口1人当たりの財政需要が地域ごとに異なることを考慮していない。そのため、州政府が合理的にみて同等な水準の公共サービスを提供できるように十分な収入を得ることを保障する」という憲法上の目標を達成するには不十分な状態にある。

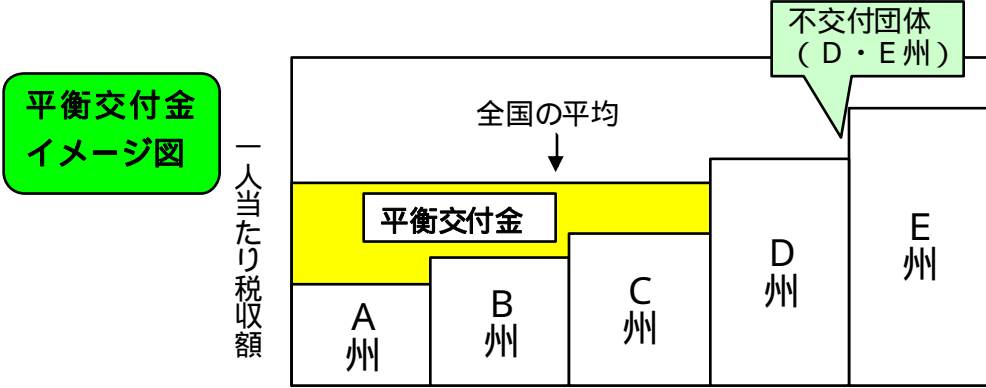


準州交付金
 準州のみを対象とし、財政需要も考慮にいれた算定を行う。歳入歳出差額補填方式が採用されており、標準需要と標準収入の差額が公布される。

平衡交付金
 一人当たり財政力(全国平均税率で課税した場合の税収+天然資源収入の50%)を算出し、全州の平均値を下回る州に対して、全国平均値標準財政)との差額に相当する交付金を連邦政府より交付。特定の財政需要を反映する要素は含まれておらず、課税力がある程度調整されているのみである。交付金は上記による配分額の積み上げにより決定。州間の公平性の確保の観点から、平衡交付金受領州の全体の収入額が非受領州のそれを超えないよう、交付金額に上限が設定することとされた。(2007年度)

ブロック補助金
社会関連補助金(CST)及び医療関連補助金(HT)
 州支出の実績の全国平均額などを基礎として総保障額を設定し、連邦の個人所得税額13.5%分と法人所得税率1%分を減税して、その分だけ州が増税する余地を拡大する「租税移転」(tax transfer)を行い、総保障額から「租税移転」を差し引いた額を「現金移転」(cash transfer)する。
 ・ブロック補助金であるCSTとHTについては課税力の小さい州の方が人口1人当たり「現金移転」は多いので、財政力格差を縮小させる財政調整的要素を含んでいる。

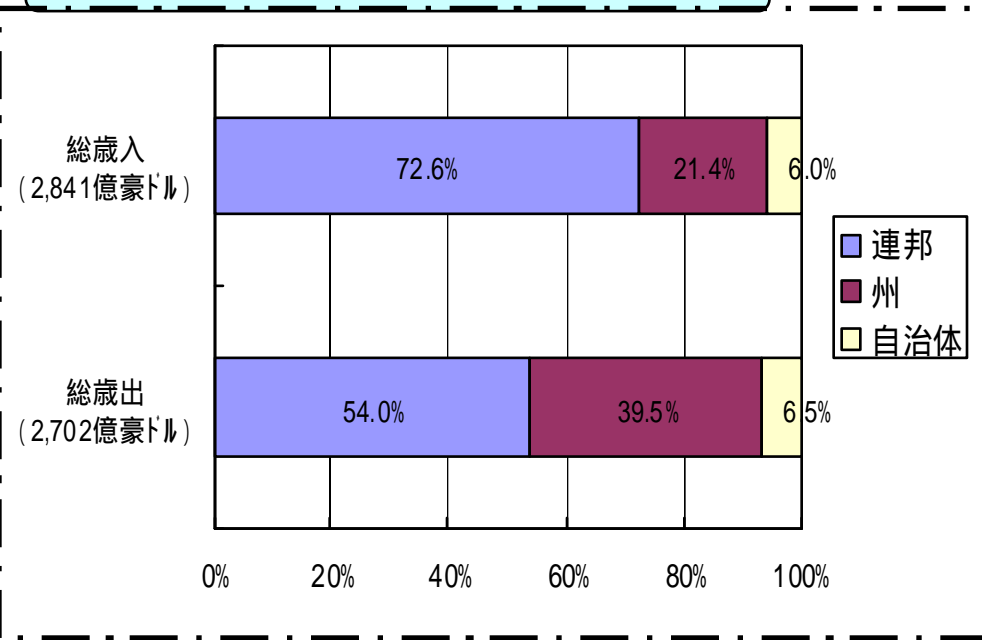
《カナダの地方自治制度》
州 - 市 - 村 (三層制)
 ・州(10)、準州(3)、構造は州によって異なる。州内は単一層自治体と二層自治体がある。また、教育委員会など複数の地方公共団体にまたがった特定目的自治体もある。州より下位レベルの地方政府は全国で4,326存在する(2003年)。しかし、人口の少ない地域は地方公共団体が存在せず、州が直接サービスを行う地域もある。



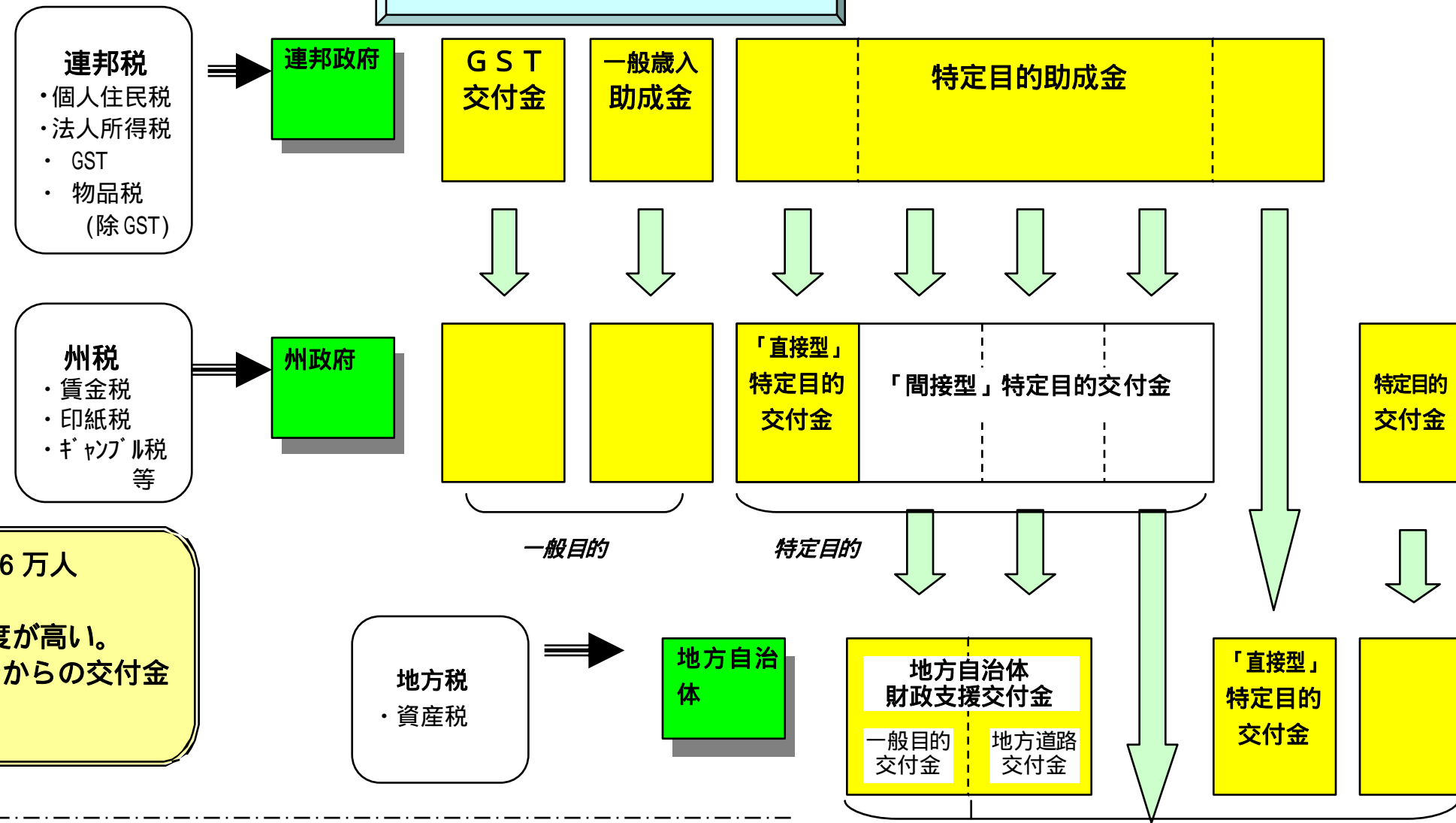
外国の財政調整制度の例 - オーストラリア

連邦から州に対して、一般補助金である GST 交付金や特定補助金を用いた垂直的財政調整制度が存在する。
 GST 交付金は需要考慮型であり、連邦税である財・サービス税の全額が原資である。GST は州の財源であるという考えから、連邦政府の予算・決算には GST に関する歳入歳出は含まない。配分は州人口を第一の基準としており、さらにその配分を州の歳出と歳入の両面に関する非政策的な要因で調整している。各州への配分割当は連邦交付金委員会が勧告する。
 連邦から地方自治体に対して、一般補助金と特定補助金を用いた垂直的財政制度がある。ただし、一般補助金は州に対する特定補助金として交付されており、州を経由して地方自治体に配分される。

各層政府の歳入・歳出比率 (2002 年度)

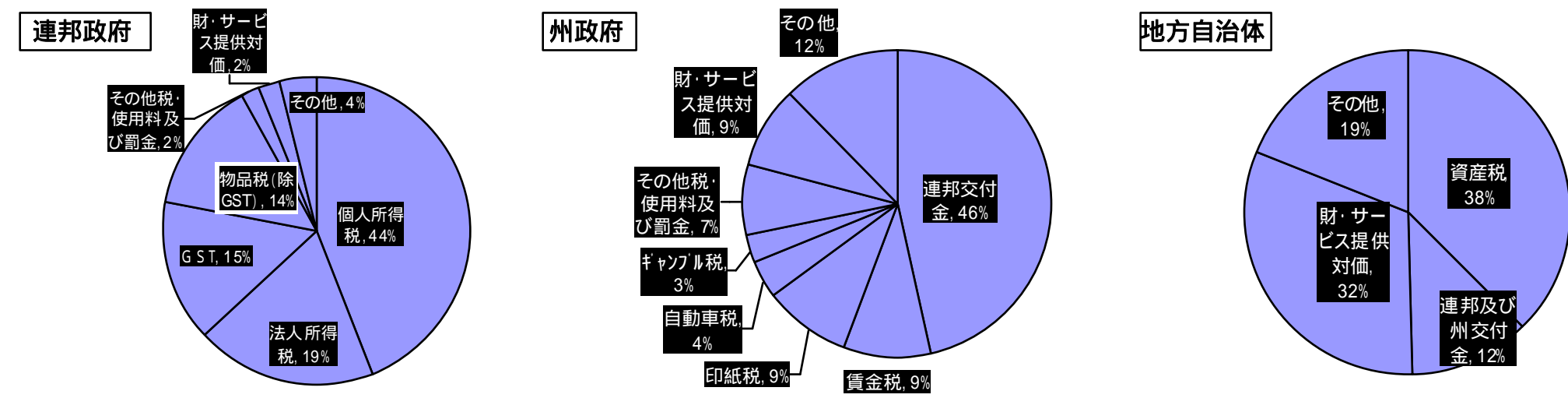


財政調整の (交付金) 流れ



雇用者数 連邦：約 24 万人、州：約 113 万人、地方：約 16 万人
 ・保健（公立病院等）及び教育を担当する州職員数の比率高い
 州政府は連邦政府からの交付金が歳入の 46% を占め、依存度が高い。
 地方自治体の歳入は資産税が 38% を占める。連邦及び州政府からの交付金は歳入の 12% であり、財源移転の依存度が比較的小さい。

各政府歳入内訳 (2002 年度)



ドイツにおける連邦法と州法の関係

立法における連邦・州間の権限区分

〔原則〕

基本法（憲法）30条は、「国家の権能の行使及び国家の任務の遂行については、基本法に特別の定めがない限り、州の権限である」と規定。また基本法70条は、基本法が連邦に付与している分野以外の立法権は州にあると規定。

一方、基本法31条は連邦法が州法に優越することを規定。

〔基本法の定める連邦の立法権〕

（1）連邦の専属的立法権

- 基本法73条に連邦が専ら立法権限を有する領域を規定
（外交・防衛、国籍、移転の自由・旅券・出入国・犯人引渡し など）
- 当該領域については、連邦法で授權された範囲においてのみ州も立法権を有する。

（2）連邦の競合的立法権

- 連邦内での均一な生活の創出や国家全体の利益を確保するため、法的・経済的な統一を行う必要がある領域は、連邦が立法権を有する。（基本法72条）
- この領域では、連邦が立法権を行使しない範囲で州の立法が可能。
- 基本法74条a、74条が競合的立法権の領域を規定
（経済法、労働保護や職業紹介を含む労働法、農林生産の促進、食料品・嗜好品の取引など）

（3）連邦の大綱的立法権

- 連邦は次の領域について、州が立法を行うための大綱的規定を發布する権利を有する。
- 連邦の大綱的立法権の及ぶ領域は基本法75条に規定
（大学制度、報道機関、狩猟制度、自然保護・景観の保全など）
- 州は大綱的規定が發布された後、それに係る細目を制定しなければならない。

（4）連邦の原則的立法権

- 大綱的立法権に類似。州と連邦の両方に係る事象が対象。連邦に係る部分は連邦法が細則を制定。
- 財政法や多年にわたる財政計画に関する原則等が対象。

〔州の立法権〕

連邦の立法権の及ぶ範囲が多岐にわたるため、現実には州の専属的な立法権に属するのは、教育制度、文化政策、州内の地方自治制度、警察制度等に限定される。

むしろ州は、連邦参議院への代表派遣を通じ、連邦法の制定過程に参加することで立法に対する州の意見・利益の反映を図っている。

また、連邦法の執行は原則として州固有の事務であり、連邦参議院の同意を得た連邦法に特別の定めのない限り、州が執行のための組織や手続を独自に定めることができる。

連邦参議院の機能

〔構成〕

連邦参議院の議員は、州政府の構成員によって構成され、議員の任期は定められていない。議員の任命及び解任は州政府が行う。

各州は3～6の票数を持ち、票数と同数の議員を派遣する。通常、各州の首相または連邦担当大臣が議員となる。

〔権限〕

法律の発案権は、連邦議会のほか連邦参議院、連邦政府も有する。また連邦政府による法律案は最初、連邦参議院へ送付され、連邦参議院は通常6週間以内に態度決定を行う権限を有する。発案された法律案は、上記を含む一定の手続の後、まず連邦議会での審議・採決を経て連邦参議院へ送られる。連邦参議院は 両院協議会での法案修正、 法案に対する同意、 法案に対する異議申し立て等の権限を有している。

州に新たな行政費用を発生させる連邦法、既存の州法に代わる連邦法の制定には、連邦参議院の同意を義務付け。現状では制定される連邦法の半数以上に参議院の同意が必要。

《参考》

(1) 連邦の専属的立法権

基本法第73条 連邦は、次の事項について専属的立法権を有する。

1. 外交ならびに一般住民の保護を含む防衛
2. 国籍
3. 移転の自由、旅券制度、出入国および犯罪人引渡
4. 通貨、貨幣および造幣制度、度量衡ならびに日時制度の決定
5. 関税および通商区域の統一、通商および航行条約、貨物取引の自由ならびに関税および国境の警備を含む外国との貨物取引および支払取引
6. 航空交通
- 6a. 連邦が全部または過半を所有する鉄道（連邦鉄道）の交通、連邦鉄道の路線の建設、維持・運営・料金の徴収
7. 郵便および電気通信制度
8. 連邦および連邦直轄の公法人に勤務する者の法律関係
9. 産業上の権利保護、著作権および出版権
10. 次の事項に関する連邦と州の協力
 - a) 刑事警察
 - b) 自由で民主的な基本秩序、連邦または州の存立および安全の擁護（憲法擁護）
 - c) 暴力の行使またはそれを目的とする準備行為によってドイツ連邦共和国の対外的利益を危うくする連邦領域内の活動からの防護ならびに連邦刑事警察機構の設立および国際犯罪の取締
11. 連邦のために利用する統計

(2) 連邦の競合的立法権

基本法第 74 条 競合的立法は、次の分野に及ぶ。

1. 民法、刑法および刑の執行、裁判所構成、裁判手続、弁護士制度、公証人制度ならびに法律相談
2. 戸籍制度
3. 結社および集会の権利
4. 外国人の滞在および居住の権利
- 4a. 武器および爆薬に関する法
5. (削除)
6. 亡命者および難民に関する事項
7. 公的扶助
8. (削除)
9. 戦争による損害および補償
10. 戦傷者および戦争遺族の援護ならびに元捕虜の扶助
- 10a. 戦死者の墓ならびにその他の戦争犠牲者および暴力支配の犠牲者の墓
11. 経済法 (鉱業、工業、エネルギー産業、手工業、営業、商業、銀行および証券取引所制度、私法上の保険制度)
- 11a. 平和目的のための核エネルギーの生産および利用、平和目的のための施設の設置および運営、核エネルギーの放出または電離放射線によって生じる危険の防止ならびに放射性物質の廃棄物処理
12. 経営参加規則、労働保護および職業紹介を含む労働法ならびに失業保険を含む社会保険
13. 奨学金の規律および科学研究の助成
14. 第 73 条 (連邦の専属的立法権) および第 74 条 (競合的立法権) の分野に関する公用収用法
15. 土地、天然資源、生産手段の公有化またはその他の形態の公共経済への移行
16. 経済的権力の濫用の防止
17. 農林業生産の振興、食糧の確保、農林業生産物の輸出入、遠洋漁業、沿岸漁業および沿岸保護
18. 土地取引、土地法 (開発負担金徴収の権利を除く)、住宅制度ならびに土地開発および定住制度
19. 公共の危険かつ伝染性のある人畜の病気に対する措置、医師その他の医療職および医療活動の許可、ならびに薬剤、治療剤、麻酔剤および毒物の取引
- 19a. 病院の経済的保障および入院補助基準の規律
20. 食料品、嗜好品、生活必需品、飼料、および農林業の種苗の取引、植物の病虫害からの保護ならびに動物保護
21. 遠洋航海および沿岸航海、航路標識、内水航行、気象業務、海洋航路ならびに一般交通に供する内水航路
22. 道路交通、自動車交通制度、遠距離交通用幹線道路の建設および維持ならびに自動車の公道利用の料金の徴収および配分
23. 連邦鉄道以外の鉄道、ただし山岳鉄道は除く
24. ごみの除去、大気汚染防止および騒音防止
25. 国家賠償
26. 人間の人工授精、遺伝子情報の研究・人工的な組み替えならびに臓器および組織の移植に関する規律

(3) 連邦の大綱的立法権

基本法第 75 条 連邦は(中略)、次の事項について大綱的規定を制定する権利を有する。

1. (中略) 市町村その他の公法上の団体の公務に従事する者の法律関係
- 1a. 大学制度の一般原則
2. 出版の一般的法律関係
3. 狩猟制度、自然保護および景観保存
4. 土地分配、国土計画および水の管理
5. 住民登録および身分証明の制度
6. ドイツの文化財の外国流出に対する保護

〔 出展 〕 自治体国際化協会「ドイツの地方自治」

イタリアの地方選挙制度

完全比例代表制による従前の制度の欠点

- 多党連立で安定した政権基盤ができず、与党内のコンセンサスを得ることが困難。
- 与党となる連立パターンが固定し、首長・評議員（執行機関、いずれも議員による互選）ポストが政党間の取引の対象に。



（統治能力の強化、行政効率の向上を目指して）

首長の直接公選

自動的に与党に多数議席を確保し、安定した政権基盤を与える制度を導入。

1 市町村長・市町村議会議員選挙（人口 15,000 人以下の市町村）

- 市町村長選挙は普通直接選挙、市町村議会議員選挙は比例代表性を加味した多数派プレミアム制。
- 市町村長選挙と市町村議会議員選挙は不可分のものとして実施。
 - 議員候補者名簿と市町村長候補者名を連結。
 - （市町村長候補者は選出すべき議員定数以下で、その 3/4 以上の人数を記載した候補者名簿と連結する必要）
 - 有権者は、支持する市町村長候補者に一票を投じるが、これは同時に連結する議員候補者名簿への一票となる。
 - さらに、議員候補者のうち 1 名を選択し記名する（名簿上、優先すべき候補者の特定）。
 - 市町村長候補者のうち最多得票をしたものが当選。当選者に連結していた議員候補者名簿（与党会派）に対し全議席の 2/3 を配分。残りの議席は得票数に応じて、他の名簿に配分。
 - 名簿内の当選順位は、各議員の優先票の獲得数に応じて決定。優先票が同数の場合は名簿順位によって決定。
 - 評議員は市町村長による任命。

2 県知事・県議会議員選挙

- 県知事選挙は県をひとつの選挙区とする普通直接選挙、県議会議員選挙は県を複数の選挙区に分けた比例代表性を加味した多数派プレミアム制。
- 議会議員選挙は選挙区ごとに議員候補者名簿を作成し、各名簿は県内を通じ同一の候補者グループを構成する。県知事候補者は 1 以上の候補者グループと連結している。
 - 有権者は県知事候補者から 1 名、それに連結している議員候補者名簿のなかから 1 名を選択して投票。
 - （議員候補のみに投票された場合は、関係する県知事候補者との両方において有効）
 - 有効票の過半数を得た県知事候補者が当選するが、過半数を得票した候補者がいない場

合は決選投票を行う。決選投票は県知事候補のみを対象とするが、連結する議員の候補者グループの追加が可能。

- 当選した県知事候補者に連結するグループ(与党会派)が60%以上を得票した場合には、ドント式で議席を配分。60%に満たない場合には与党会派に60%を与え、残りの議席を他のグループに配分する。
- 評議員は県知事による任命。

3 州知事・州議会議員選挙

- 州知事選挙は州をひとつの選挙区とする普通直接選挙、州議会議員選挙は県単位及び全州を選挙区とする比例代表性を加味した多数派プレミアム制。
- 州知事候補者は、全州選挙区の議員候補者名簿(単一または複数の名簿によるグループ)と連結する。
 - 有権者は次のような投票を行う。
 - 支持する県選挙区議員候補者名簿
 - のうち優先する候補者名を記名
 - 州知事候補者名を選択
 - と連結した全州選挙区候補者名簿のなかから支持する名簿を選択(名簿が複数の場合)
 - 最高の得票数を得た州知事候補者が当選。
 - 州議会議員は各県選挙区から全体の約8割、全州選挙区から約2割の議員を選出。
 - 州知事候補者と連結したグループ(与党)が、少なくとも州議会で議席の55%以上を獲得できるよう比例配分していく。
 - 評議員は知事による任命。州独自の規定も可能。

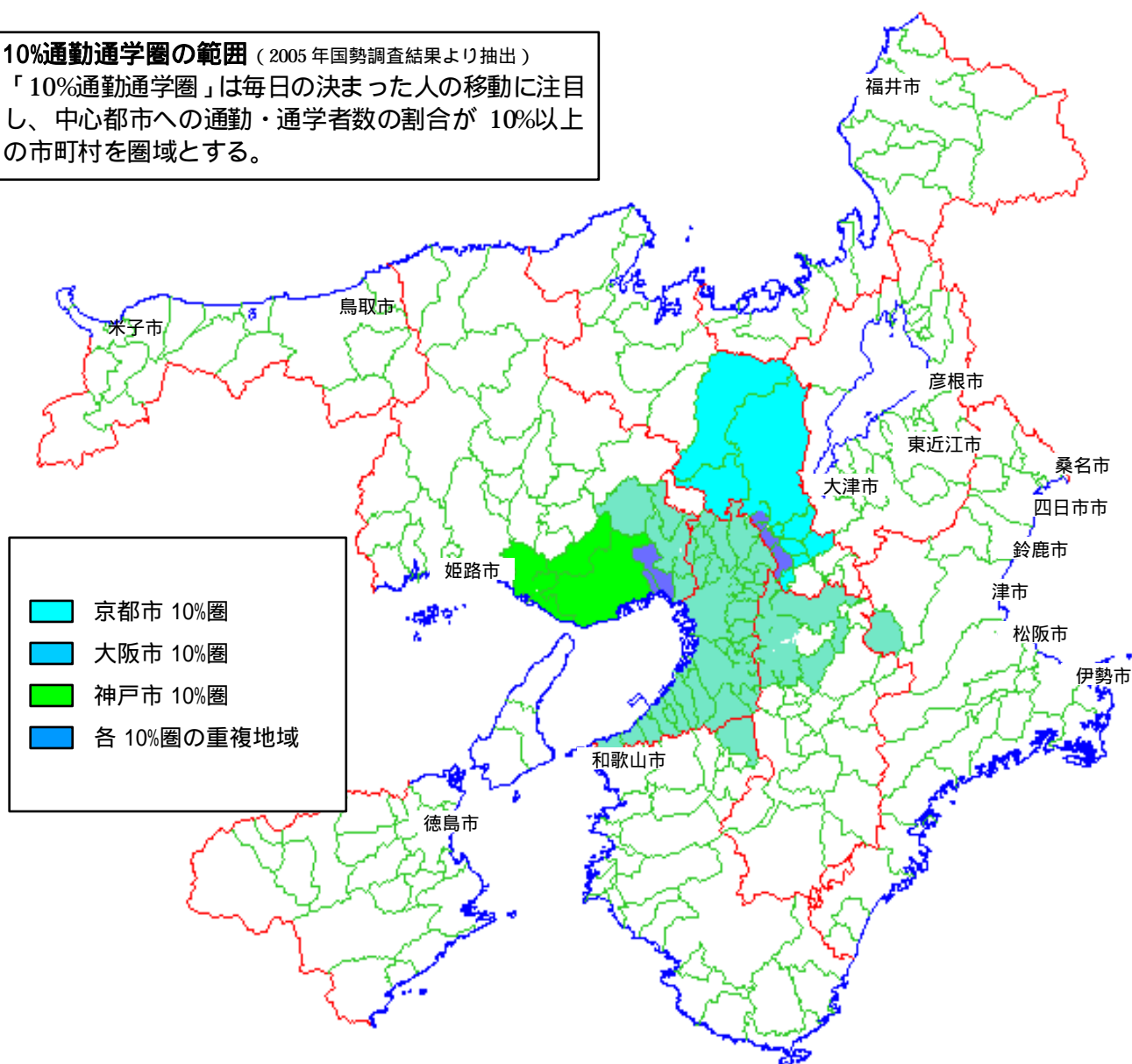
〔参照〕

工藤裕子「イタリアの地方自治と地方選挙制度改革」『選挙時報』第43巻第9号。自治体国際化協会編「ヨーロッパ各国の地方自治制度」1990年。同協会編「イタリアの地方自治」2004年。国立国会図書館調査及び立法考査局 芦田淳「イタリアにおける選挙制度改革」2006年ほか。

7 京阪神都市圏の広がり

- 大阪市・京都市・神戸各都市への 10%通勤通学圏と
その他の拠点都市（人口 10 万人以上）

10%通勤通学圏の範囲（2005 年国勢調査結果より抽出）
 「10%通勤通学圏」は毎日の決まった人の移動に注目し、中心都市への通勤・通学者数の割合が 10%以上の市町村を圏域とする。



（平成 19 年 12 月 1 日現在）

府県名	市名	人口(人)	府県名	市名	人口(人)
福井県	福井市	268,680	滋賀県	大津市	332,130
三重県	津市	289,065		彦根市	110,951
	四日市市	306,660		東近江市	117,537
	伊勢市	133,638	兵庫県	姫路市	536,375
	松阪市	169,503	和歌山県	和歌山市	372,270
	桑名市	140,776	徳島県	徳島市	266,390
	鈴鹿市	197,418	鳥取県	鳥取市	200,463
			米子市	149,245	

大阪府

就業者・通学者(a)	大阪市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
大阪市	1,285,477	909,599	70.8%
吹田市	187,715	62,980	33.6%
豊中市	201,235	61,856	30.7%
松原市	62,690	18,827	30.0%
藤井寺市	32,754	9,080	27.7%
八尾市	135,863	35,340	26.0%
守口市	72,831	18,863	25.9%
高石市	29,883	7,629	25.5%
羽曳野市	59,089	15,045	25.5%
堺市	411,108	103,104	25.1%
河内長野市	58,811	14,573	24.8%
四條畷市	29,279	7,092	24.2%
柏原市	41,484	10,016	24.1%
豊能町	12,529	3,021	24.1%
東大阪市	260,372	62,343	23.9%
池田市	53,662	12,824	23.9%
大阪狭山市	29,437	6,987	23.7%
箕面市	68,707	16,259	23.7%
大東市	66,819	15,625	23.4%
寝屋川市	125,254	29,088	23.2%
茨木市	141,174	31,959	22.6%
摂津市	45,577	10,050	22.1%
門真市	66,400	14,624	22.0%
富田林市	61,905	13,527	21.9%
枚方市	207,200	43,705	21.1%
泉大津市	37,897	7,935	20.9%
島本町	15,202	3,178	20.9%
交野市	39,101	8,147	20.8%
高槻市	175,131	35,745	20.4%
太子町	7,584	1,519	20.0%
和泉市	88,760	17,685	19.9%
千早赤阪村	3,369	591	17.5%
河南町	9,606	1,586	16.5%
忠岡町	8,490	1,389	16.4%
熊取町	23,551	3,804	16.2%
岸和田市	97,731	15,195	15.5%
阪南市	28,267	4,326	15.3%
貝塚市	43,834	6,044	13.8%
岬町	8,708	1,166	13.4%
泉南市	30,128	4,011	13.3%
泉佐野市	50,338	6,630	13.2%
田尻町	3,555	419	11.8%

京都府

就業者・通学者(a)	大阪市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
八幡市	37,381	4,951	13.2%
大山崎町	8,075	871	10.8%
長岡京市	41,557	4,359	10.5%
京田辺市	35,512	3,702	10.4%

奈良県

就業者・通学者(a)	大阪市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
生駒市	58,996	17,489	29.6%
王寺町	11,834	3,376	28.5%
三郷町	11,213	3,060	27.3%
河合町	9,603	2,506	26.1%
平群町	10,186	2,567	25.2%
上牧町	12,134	2,876	23.7%
斑鳩町	14,415	3,390	23.5%
香芝市	35,121	8,161	23.2%
安堵町	4,050	829	20.5%
奈良市	189,799	35,013	18.4%
広陵町	17,458	3,083	17.7%
大和高田市	35,769	5,301	14.8%
葛城市	18,145	2,616	14.4%
大和郡山市	47,091	6,672	14.2%
榛原町	9,902	1,308	13.2%
橿原市	62,813	7,516	12.0%
川西町	4,568	531	11.6%
三宅町	3,927	423	10.8%
田原本町	17,021	1,727	10.1%
桜井市	30,907	3,124	10.1%

兵庫県

就業者・通学者(a)	大阪市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
芦屋市	46,255	12,477	27.0%
西宮市	240,381	56,649	23.6%
川西市	77,054	17,900	23.2%
宝塚市	110,807	24,739	22.3%
尼崎市	234,426	47,598	20.3%
猪名川町	15,625	2,975	19.0%
伊丹市	99,190	15,428	15.6%
三田市	63,424	8,679	13.7%

和歌山県

就業者・通学者(a)	大阪市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
橋本市	28,925	4,605	15.9%

三重県

就業者・通学者(a)	大阪市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
名張市	44,824	4,766	10.6%

注:「平成17年国勢調査」(基準日:H17.10.1現在)より作成。市町村名は調査時点における表記。以下の表も同じ。

奈良県の榛原町は、大宇陀町、菟田野町、室生村と成18年1月1日付で合併し、宇陀市となった。

京都市10%通勤通学圏

京都府

就業者・通学者(a)	京都市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
京都市	793,444	579,442	73.0%
向日市	29,322	12,741	43.5%
宇治市	98,129	30,310	30.9%
長岡京市	41,557	12,502	30.1%
亀岡市	52,517	13,955	26.6%
大山崎町	8,075	2,009	24.9%
城陽市	43,307	10,271	23.7%
久御山町	9,462	1,840	19.4%
八木町	4,899	883	18.0%
八幡市	37,381	5,370	14.4%
井手町	4,387	620	14.1%
京田辺市	35,512	4,686	13.2%
園部町	10,162	1,315	12.9%
日吉町	3,256	406	12.5%
宇治田原町	5,622	677	12.0%
精華町	17,873	2,029	11.4%

神戸市10%通勤通学圏

兵庫県

就業者・通学者(a)	神戸市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
神戸市	758,870	533,214	70.3%
明石市	142,534	42,688	29.9%
三木市	40,441	9,049	22.4%
芦屋市	46,255	10,076	21.8%
播磨町	17,167	2,900	16.9%
稲美町	17,269	2,814	16.3%
加古川市	135,749	18,032	13.3%
吉川町	5,091	581	11.4%
西宮市	240,381	25,177	10.5%

兵庫県の吉川町は平成17年10月24日付で三木市に編入された。

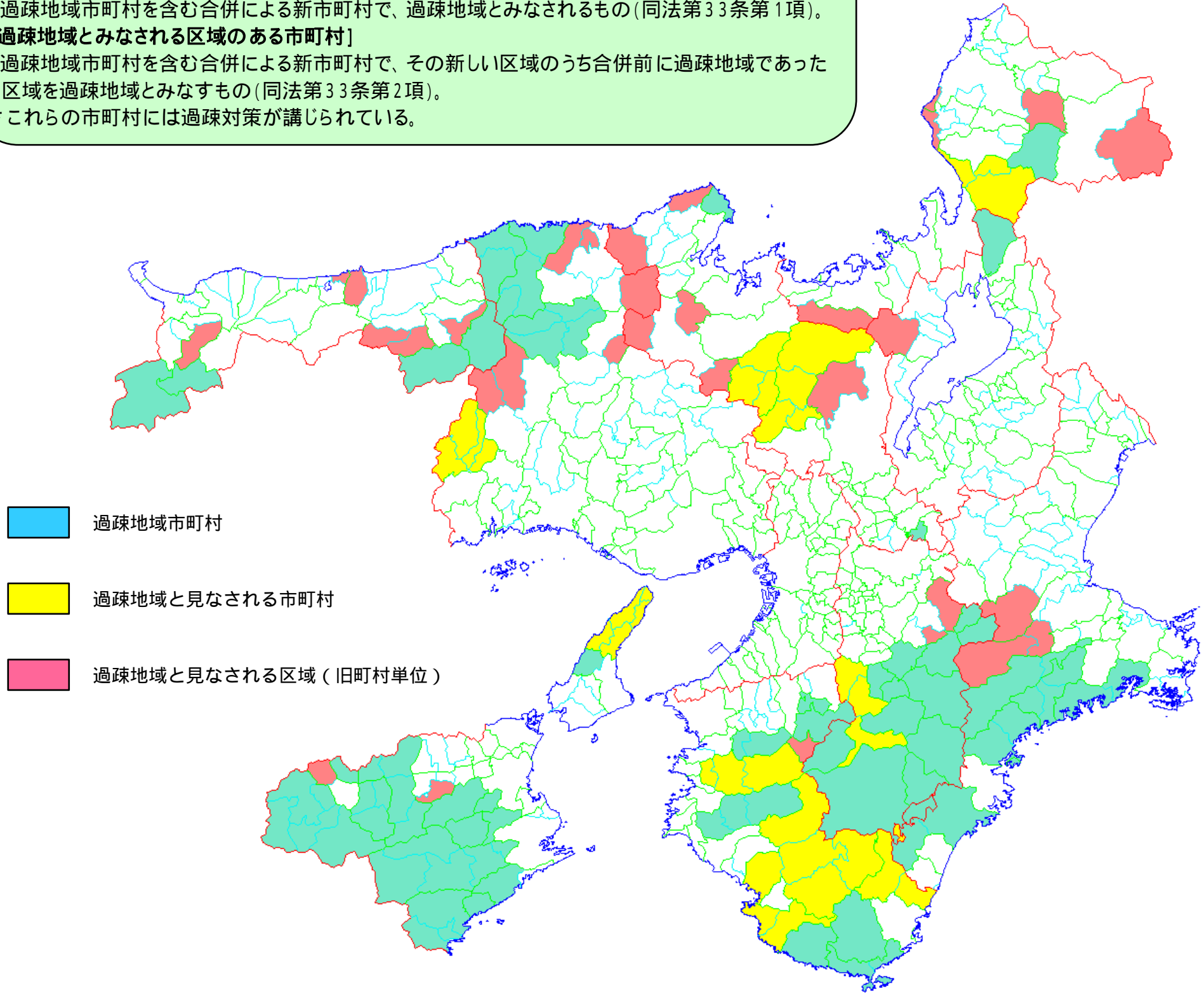
京都府の園部町、八木町、日吉町、美山町は平成18年1月1日付けで合併し、南丹市となった。

7 京阪神都市圏の広がり - 関西2府8県の過疎市町村の分布

資料7 -

出典：総務省自治行政局過疎対策室HP など

過疎地域とは...
[過疎地域市町村]
 過疎法第2条第1項の要件に該当する市町村(同法32条による読み替え適用を含む)。
[過疎地域とみなされる市町村]
 過疎地域市町村を含む合併による新市町村で、過疎地域とみなされるもの(同法第33条第1項)。
[過疎地域とみなされる区域のある市町村]
 過疎地域市町村を含む合併による新市町村で、その新しい区域のうち合併前に過疎地域であった区域を過疎地域とみなすもの(同法第33条第2項)。
 *これらの市町村には過疎対策が講じられている。



- 過疎地域市町村
- 過疎地域とみなされる市町村
- 過疎地域とみなされる区域(旧町村単位)

府県名	全市町村数	過疎市町村数	比率%	過疎市町村(旧町村)名 (H19.4.1現在)
福井県	17	6	35.3	池田町、南越前町、旧「越前町」、旧「美山町、越廼村」、旧「名田庄村」、旧「和泉村」
三重県	29	7	24.1	大台町、紀北町、熊野市、南伊勢町、大紀町、旧「美杉村」、旧「飯高町、飯南町」
滋賀県	26	2	7.7	余呉町、旧「朽木村」
京都府	26	7	26.9	伊根町、笠置町、南丹市、京丹波市、旧「京北町」、旧「三和町、夜久野町、大江町」、旧「丹後町、久美浜町」
兵庫県	41	9	22.0	新温泉町、淡路市、香美町、佐用町、養父市、旧「山東町」、旧「五色町」、旧「城崎町、竹野町、但東町」、旧「千種町、波賀町」
奈良県	39	14	35.9	天川村、上北山村、十津川村、川上村、野迫川村、黒滝村、東吉野村、五條市、御杖村、下市町、吉野町、下北山村、曽爾村、旧「菟田野町、室生村」
和歌山県	30	13	43.3	有田川町、古座川町、白浜町、北村、新宮市、紀美野町、すさみ町、串本町、田辺市、九度山町、日高川町、高野町、旧「花園村」
鳥取県	19	8	42.0	智頭町、日南町、日野町、若桜町、旧「用瀬町、佐治村、青谷町」、旧「溝口町」、旧「八東町」、旧「泊村」
徳島県	24	13	54.2	海陽町、勝浦町、上勝町、神山町、佐那河内村、つるぎ町、那賀町、美波町、美馬市、三好市、牟岐町、旧「三好町」、旧「美郷村」

関西2府4県で過疎地域等の人口(H18.3.31住基)は圏域全人口の3.0%の割合であり、首都圏に次いで少ない。
 (全国平均8.9%、北海道23.2%、東北圏23.3%、首都圏1.1%、北陸圏7.5%、中部圏3.7%、中国・四国18.8%、九州・沖縄圏20.3%)
 過疎地域を含む市町村の府県内面積割合は、徳島県(72.5%)、奈良県(69.7%)、和歌山県(67.2%)の3県が特に高い。
 (全国54%、福井県28.7%、三重県34.5%、滋賀県8.3%、京都府37.3%、兵庫県26.1%)
 過疎化の顕著な地域について、紀伊半島の中山間地域において最も高くなっている。

(参考文献一覧)

- 愛知県分権時代における県の在り方検討委員会『報告書』、2004年。
- 愛知県地方分権・道州制特別チーム『平成17年度研究報告書』、2006年。
- 青木宗明「フランスの地方財政調整」『比較地方自治研究会』自治体国際化協会、2007年。
- 秋田県・道州制」等に関する研究会『分権型社会における地方の姿 - 道州制の実現に向けて』、2002年。
- アジア・ゲートウェイ戦略会議『アジア・ゲートウェイ構想』、2007年。
- 芦田 淳「イタリアにおける選挙制度改革」『外国の立法』No.230、2006年。
- 岩橋健定「条例制定権の限界」小早川光郎、宇賀克也編『行政法の発展と変革(下)』有斐閣、2001年、pp.357-379。
- 大阪市大都市制度研究会『新たな大都市制度のあり方に関する報告』、2003年。
- 大阪市大都市制度研究会『新たな大都市制度のあり方に関する報告』、2006年。
- 大阪府市町村合併推進審議会『自主的な市町村の合併の促進に関する構想(答申)』、2007年。
- 大阪府地方自治研究会『大阪都市圏にふさわしい地方自治制度(最終報告)』、2004年。
- 大津浩「不可分の共和国」における地方自治と憲法改正」自治体国際化協会編『世界地方自治憲章と各国の対応』、2004年、pp.17-33。
- 金井利之『自治制度』東京大学出版会、2007年。
- 神奈川県広域自治制度研究会『報告書』、2006年。
- 兼村高文「英国(イングランド)の財政調整制度について」『比較地方自治研究会』自治体国際化協会、2007年。
- 川野辺裕幸「21世紀日本の制度転換と地方分権」『日本経済政策学会年報』第49号、2001年、pp.27-37。
- 北東北広域政策研究会『報告書 - 地域主権の実現に向けて』、2003年。
- 九州大学細江守研究会『道州制の導入について』、2005年。
- 九州地域戦略会議道州制検討委員会『道州制に関する答申』、2006年。
- 九州地域戦略会議第2次道州制検討委員会『道州制の九州モデル 中間取りまとめ』、2008年。
- 京都府広域地方制度検討プロジェクトチーム『自主・自立の広域自治体のあり方 - 道州制等の多面的検討』、2006年。
- 工藤裕子「イタリアの地方自治と地方選挙制度改革」『選挙時報』第43巻第9号、1994年、pp.1-26。
- 経済産業省九州経済産業局『九州アジア国際化レポート2001』、2001年。
- 経済産業省東北経済産業局『東北の自動車関連産業の集積・活性化に向けた調査報告について』、2004年。
- 経済同友会『基礎自治体強化による地域の自立 - 一律的・画一的から多様化・個性化推奨の地域行政へ』、2006年。
- 小池拓自「消費税を巡る議論」『調査と情報』609号、2008年。
- 国土交通省近畿地方整備局『淀川水系河川整備計画原案』、2007年。
- 国土審議会基本政策部会『国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方』、2002年。
- 小西砂千夫「地方分権改革の文脈と平成の大合併」『月刊 地方自治』2008年1月号、pp.15-29。
- 小早川光郎「基準・法律・条令」小早川光郎、宇賀克也編『行政法の発展と変革(下)』有斐閣、2001年、pp.381-400。

近藤哲雄『自治体法』学陽書房、2004年。
 財政制度審議会財政制度分科会『海外調査報告書』、2007年。
 参議院の将来像を考える有識者懇談会『参議院の将来像に関する意見書』、2000年。
 参議院憲法調査会『二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書』、2005年。
 四国4県道州制研究会『道州制に関する最終報告書 - 四国におけるあり方について』、2007年。
 自治体国際化協会編『フランスの地方自治』自治体国際化協会、2002年。
 自治体国際化協会編『ドイツの地方自治』自治体国際化協会、2003年。
 自治体国際化協会『フランスの地方分権、再始動』『海外事務所だより』2003年5月号。
 自治体国際化協会編『イタリアの地方自治』自治体国際化協会、2004年。
 自治体国際化協会『フランスの地方分権施策における国・地方の政治的イニシアティブ』『CLAIR REPORT』No.300、2007年。
 指定都市市長会『道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言』、2006年。
 自由民主党道州制推進本部『道州制に関する第3次中間報告』、2008年。
 全国経済同友会地方行財政改革推進会議行政改革部会『新しい地域主権型システム実現に向けた提言』、2005年。
 全国市長会『分権時代の都市自治体のあり方について』、2005年。
 全国知事会道州制特別委員会『分権型社会における広域自治体のあり方』、2006年。
 第27次地方制度調査会『今後の地方自治制度のあり方に関する答申』、2003年。
 第28次地方制度調査会『地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申』、2005年。
 第28次地方制度調査会『道州制のあり方に関する答申』、2006年。
 玉岡雅之『地方消費税の独自課税化』『大阪府地方税財政制度研究会報告論文』、2006年。
 中部経済連合会『道州制の実現に向けて - 新しい国と地方の役割分担ならびに税体系の再構築に関する考察』、2006年。
 東京自治制度懇談会『東京自治制度懇談会 議論のまとめ』、2006年。
 道州制ビジョン懇談会『道州制ビジョン懇談会中間報告』、2008年。
 東北地域農林水産物等輸出促進協議会『東北地域農林水産物等輸出促進戦略』、2007年。
 徳島県道州制等研究会『「真の地方分権時代」における「県のあり方」に関わる研究報告書』、2006年。
 中井英雄『地方財政学』有斐閣、2007年。
 名古屋市総務局企画部企画課『道州制を見据えた「新たな大都市制度」に関する調査研究報告書』、2007年。
 西尾 勝『地方分権改革』東京大学出版会、2007年。
 西尾 勝『「第1次分権改革」の省察に基づく論点提起』『月刊 地方自治』2008年1月号、pp.2-14。
 日本経済団体連合会『道州制の導入に向けた第2次提言 - 中間とりまとめ』、2008年。
 日本政策投資銀行関西支店『アジアとの新たな連携探る関西経済』『DJB Kansai Topics』、2007年。
 日本貿易会『中期貿易・投資ビジョン』特別研究会編『新「貿易立国」をめざして』日本貿易会、2008年。
 半谷俊彦『ドイツにおける財政調整制度の現状について』『比較地方自治研究会』自治体国際化協会、2006年。
 松本英昭監修、地方自治制度研究会編『道州制ハンドブック』、2006年。
 松本英昭『道州制について(一)(二)(三)(四・完)』『自治研究』(第一法規)第82巻第5号、pp.3-20、第82巻第6号、pp.3-14、第82巻第7号、pp.3-22、第82巻第8号、pp.3-33、出版年はいずれも

2006年。

宮脇 淳「大都市制度と地方分権改革」『PHP政策研究レポート』Vol.10、No.118、2007年。

向井文雄「道州制問題への適用を視野においた行政の効率性に係わる要因の研究」『富山国際大学地域学部紀要』第6巻、2006年、pp.151-189。

村上 弘「道州制は巨大州の夢を見るか？」『立命法学』2007年5号、pp.236-298。

山口県県政集中改革本部県のあり方検討チーム『分権時代における山口県のあり方(最終報告)』、2006年。

山崎重孝「新しい『基礎自治体』像について(上)(下)」『自治研究』(第一法規)第80巻第12号、2004年、pp.36-66、第81巻第1号、2005年、pp.62-88。

吉田和男「政府の効率化と行政改革」『フィナンシャル・レビュー』第34号、1995年。